第4章 目標達成に向けた施策 および環境行動指針

1

第2次青梅市環境基本計画の基本的な考え方

第2次青梅市環境基本計画の基本的な考え方として、以下の4つを掲げます。

考え方1:震災による市民の価値観変化を踏まえた環境対策の推進

考え方2:市民と行政の協働による環境対策の推進 考え方3:民間と行政の協働による環境対策の推進

考え方4:分野横断的な環境対策の推進

考え方1

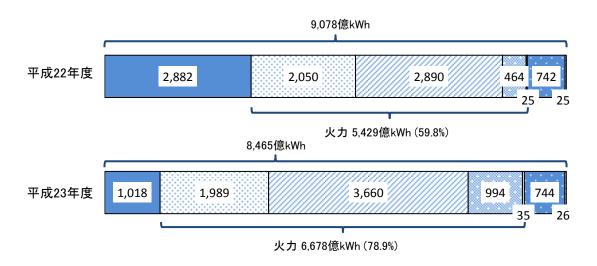
震災による市民の価値観変化を踏まえた環境対策の推進

【背景・目的】

東日本大震災および原子力発電所の事故の影響により、国全体の発電量に占める原子力発電の比率が減少する一方、火力発電の比率が平成22年度の59.8%から平成23年度は78.9%へと大幅に増加しています。

このような状況の中、火力発電量の増加に伴う CO_2 排出量の増加や燃料調達費の増加が懸念されており、再生可能エネルギーをはじめとした多様なエネルギー源の活用がこれまで以上に求められることとなっています。

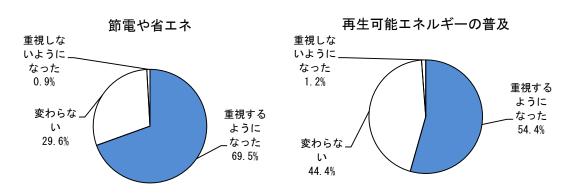
● 電気事業者(一般・卸)の電源別発電電力量実績の比較



■原子力 □石炭火力 □LNG火力 □石油火力 □ガスタービン、内燃力等 ■水力 □新エネルギー等 資料:経済産業省 総合資源エネルギー調査会 総合部会 報告書参考資料集より作成 また原発事故により、これまで基幹電源と位置付けられていた原子力発電への信頼が大きく揺らぐとともに、震災後の電力不足等により、エネルギーに対する市民の価値観も大きく変化しています。

具体的には、節電等の省エネ意識の向上、原子力・火力など大規模集中型電源から、太陽光・小水力など再生可能エネルギーを利用した分散型電源への移行、といった動きも見られており、これらの市民の価値観変化を踏まえた環境対策の推進が必要です。

● 東日本大震災後の意識の変化(震災前との比較)



資料:環境省「環境白書」(平成25年度版)より作成

【内容】

震災による市民の価値観変化を踏まえ、行政は、これまで省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減効果のある取り組みの普及啓発などの推進に加え、太陽光発電、バイオマス発電や小水力発電の導入など、青梅市の地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの普及・拡大、複合的なエネルギー施策の展開など、低炭素都市構築に向けた取り組みを進めていく必要があります。

考え方2

市民と行政の協働による環境対策の推進

【背景・目的】

我が国では、高度経済成長期以降、市民の環境意識は確実に高まってきており、それが 考え方や行動に影響を及ぼしています。自然環境に恵まれた青梅市では、すでに市民参加 により様々な活動が進められてきています。

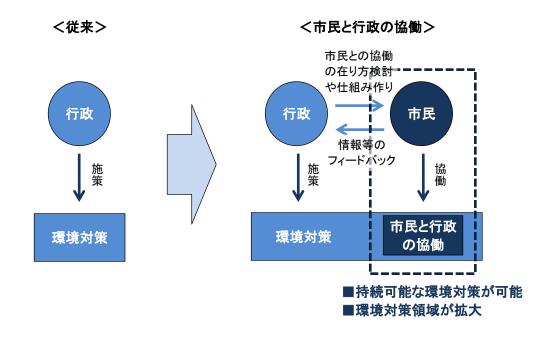
このような状況の中、既存の市民の環境への取り組みに加え、これまであまり対策が進まなかった領域についても、市民と行政が協働し、対策を進めていく必要があります。

【内容】

従来どおり、環境学習の機会を市民に提供し、環境意識のより一層の醸成を図るとともに、行政は市民と協働し、生物多様性調査や再生可能エネルギー事業などを実施し、環境対策のより一層の充実を図っていく必要があります。

市民と行政の協働による環境対策の推進に当たって、行政は、持続可能な市民との協働のあり方、仕組み作りも検討していく必要があります。

● 従来の環境対策と市民と行政の協働による環境対策



考え方3

民間と行政の協働による環境対策の推進

【背景・目的】

従来の環境対策は行政が主体となり実施してきましたが、環境分野における対策領域の 拡大、行政の資金的・人的制約等もあり、行政のみでの環境対策は限界を迎えています。

そのため、環境対策の持続可能性の観点からは、民間と行政の協働により環境対策を進めていく必要があります。

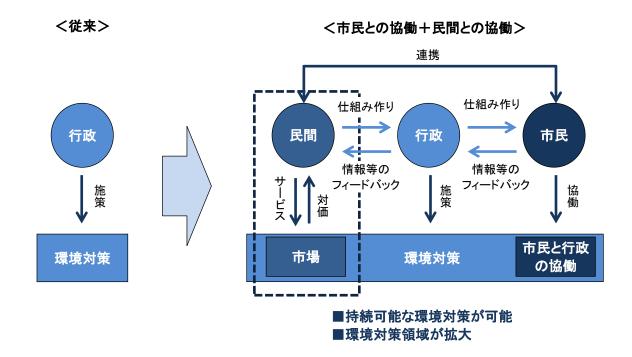
また、いわゆる環境ビジネスに地元企業が参入することによる、地域経済活性化も期待できます。

【内容】

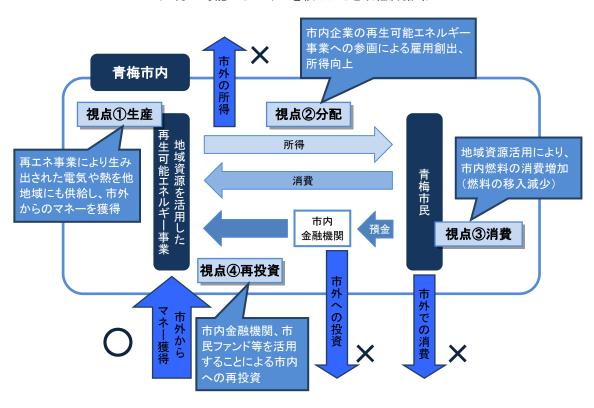
環境の維持・保全等にビジネスの視点を付与することにより、環境対策の効率的・持続 的な推進が可能になります。また、民間と行政の協働による環境対策の推進は対策領域の 拡大にもつながります。

民間と行政の協働による環境対策の推進に当たっては、地域経済活性化の観点から、地元企業の参画、地元資本の活用を基本とした仕組み作りも進めていくことが必要です。

● 従来の環境対策と民間と行政の協働による環境対策



● 再生可能エネルギーを核とした地域経済循環



考え方4

分野横断的な環境対策の推進

【背景・目的】

従来の行政主体の環境対策においては、個別分野ごとに対策の検討がなされており、対 策に要する資金・人の面から効率的な環境対策が実行されてきたとは言い難い状況です。

環境分野においては、分野間で関連のある領域も多いことから、分野間の関連性を踏ま えた分野横断的な検討を行うことにより、効率的な環境対策の実行が可能となります。

【内容】

従来の分野別の検討だけではなく、分野間の関連性を踏まえた横断的な検討も進め、効率的な環境対策を進めていく必要があります。

● 分野横断的検討のイメージ

<分野横断的検討の例>

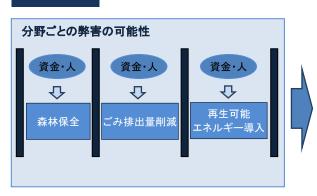
- ・木質バイオマス利用(低炭素)⇒森林保全(自然環境保全)⇒生態系の保全(生物多様性)
- ・4Rの推進(循環型)⇒ごみ排出量削減(生活環境保全)⇒ごみの資源化(低炭素)など

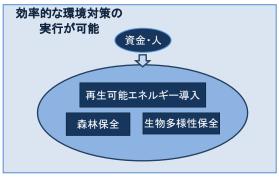
分野別検討 (従来の検討)

- ・分野ごとに対策を検討
- ・資金・人も分野ごとに投入

分野横断的検討

- ・分野間の関連性を踏めた分野横断的 な対策を検討
- ・資金・人を効率的に投入

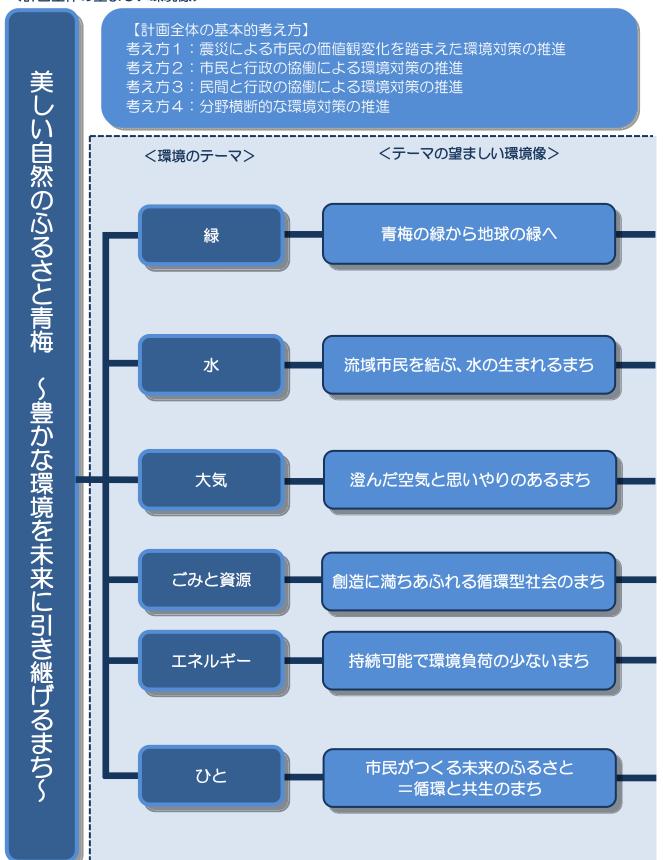




2

第2次青梅市環境基本計画体系図

<計画全体の望ましい環境像>







3

目標達成に向けた施策および環境行動指針

環境のテーマ(1)

緑 ~青梅の緑から地球の緑へ~

【現状と課題】

● 森林

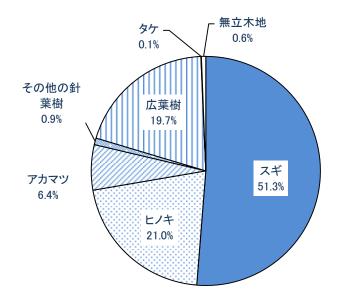
奥多摩から続く豊かな山地が青梅市西部に広がっています。

平成 24 年の調査によると、森林面積 6,464ha のうち 72.3%がスギ・ヒノキなどの植林による針葉樹林で占められています。森林は、木材やバイオマス燃料の供給源となるなど、経済林としての役割のほか、心のやすらぎ、自然とのふれあい、レクリエーション、水源のかん養、国土の保全、景観の向上、防災など多様な役割を持っています。

しかし、近年、木材価格の低迷、林業従事者の高齢化等により、森林を維持管理していくことが困難となり、間伐・枝打ち等の手入れがされない、あるいは雪害・風害による倒木が放置された人工林が増えつつあります。林床(山の地肌)も痩せた状態となり、土壌が流出する危険性も指摘されています。

荒れた森林を健やかな姿に戻していくには、林業の振興を図る取り組みとともに、公益 的機能の視点から、針葉樹の割合を減らし広葉樹との混交林を増やしていく取り組みを並 行して進めていくことが必要です。

● 青梅市の森林構成(平成 24 年度末)



資料:青梅市

▶ 身近な自然(丘陵地・湧水・谷戸・平地林・湿地・崖線等)

青梅市の土地の利用形態別の緑地(公園等、農用地、森林、原野)は、平成 19 年現在、 約7,790.3ha となっており、緑地率は75.4%と市域の4分の3が緑地で構成されてい ます。これらに水面等を加えた自然的土地利用は、約7,928,3ha(市域の76.7%)とな っています。

わたしたちの先祖は丘陵地を里山として利用してきました。クヌギ・コナラなどからな る広葉樹林やアカマツ林などが多く、かつては薪や炭の原料を切り出すための山として、 よく手入れがされていました。約20年ごとに木は伐採されて、林は再生を繰り返してい ましたが、生活様式の変化や化石燃料の普及等に伴い、放置され、荒廃しつつありました。

しかし近年、里山の持つ生物多様性や景観などの多様な価値が見直され、日本が長い年 月をかけて生み出した循環型の生活文化として見直そうという動きが次第に盛んになって きています。

例えば、長淵丘陵の南端が、「都立羽村草花丘陵自然公園」に指定され、すぐれた自然の 風景地として保全が図られているほか、加治丘陵は、「霞丘陵風致地区」に指定され、良好 な自然的景観の維持が図られており、さらにその西端にある「青梅の森特別緑地保全地区」 では、市民協働による保全を図った取り組みが進められております。

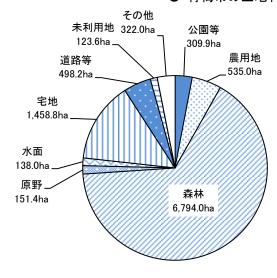
また、市内に多数存在する谷戸については、かつては丘陵地での水田耕作の場として利 用され、湿地や湧水が守られてきましたが、多くの水田が放置され荒廃しつつあります。 しかし、現在は「吹上しょうぶ公園」としての活用や青梅の森の中での保全など貴重な谷 戸を守るための取り組みも行われています。

平地林は、かつては落ち葉や枝や幹などが農業や生活に利用されてきました。しかし、 都市化による農地の減少や生活様式の変化とともに減少し、現在では都市部にある貴重な 緑の空間となっています。

崖線については、多摩川によって形成された河岸段丘に沿って 2 段の崖線樹林をみるこ とができ、そこは湧水や動植物など自然環境の豊かな空間となっています。

このように身近な自然は、動植物の生息・生育場所、生活の憩いの場、防災、景観形成、 観光資源などの多面性を持っていることから、引き続き、市民やボランティア団体などと 連携して、保全と創造に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

▶ 青梅市の土地利用構成(平成 19 年現在)



公園等:公園緑地,運動場,ゴルフ場,墓地等

農 用 地 : 田, 畑, 樹園地, 採草放牧地

森 : 樹林, 竹林等木や竹が集団的に生育する土地,

山地

原 : 野草地等小かん木類が生育する自然のままの土

地 荒地等

水 面 : 河川, 水路

宅 : 住宅,公共施設,商業施設,工業施設,農業施設

道路等 : 道路, 鉄道, 軌道, モノレール, 空港, 港湾 未利用地

: 未建築宅地, 取りこわし跡地, 廃屋, 埋立地

その他 : 材料置場,屋外駐車場,屋外展示場,ごみ捨て

場等

資料:東京都統計年鑑

● 農地

果樹園や水田、畑といった農村風景はわたしたちの心のふるさとであり、森林と同じようにわたしたちの生活を守る大切な環境資源です。

青梅市では、東京が発展するにつれて急速に人口が増え、市街化が進み、農地は次々に 宅地化され、現在は市の面積の10%以下にまで減少しています。

農業を取り巻く環境は、農産物価格の低迷や生産コストの上昇による収益の悪化、農業者の高齢化や後継者不足等の問題など極めて厳しい環境にあり、青梅市の農業も同様の問題を抱えていることに加え、都市化に伴う農地の減少や遊休農地化、ウメ輪紋ウイルスによる被害などの特有の問題を抱えています。

農地は、食糧生産の場だけでなく、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、 文化の伝承等の多面的機能を有しています。

そのため、地産地消の推進をはじめとして、工業、商業、観光等と連携した農業経営を促進し、農地を保全することにより、緑豊かな青梅市のまちづくりに寄与していくことが求められています。

500.0 ha 400.0 300.0 200.0 461.8 418.1 361.5 100.0 H2 H7 H12 H17 H22

● 青梅市の経営耕地面積の推移(再掲)

資料:青梅市

● 生物多様性

青梅市は、山地や丘陵地が走り、その間を流れる多摩川をはじめとする豊富な水系から、 多様な生物の生息環境となっています。特に動物については、都内屈指の多様性を誇り、 豊富な種類、個体数がみられます。

しかし、開発に伴う生物の生息・生育空間の縮小や、農林業の衰退などによる生物の生息・生育環境の荒廃、地球温暖化による生息・生育環境の変化、さらには外来生物の増加による生態系のかく乱などにより、生物多様性が脅かされています。

生物は、様々に関係し合いながら、自然環境の基礎となる生態系を形作っていることから、生物多様性の確保は、生態系のバランスを維持する上でも極めて重要です。

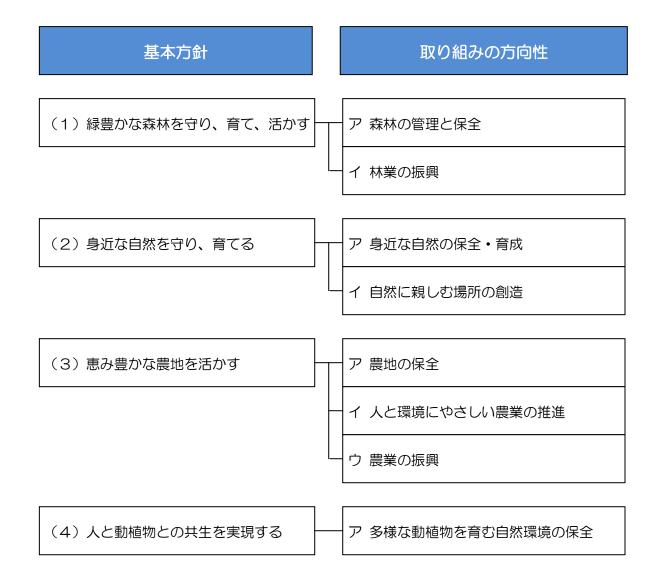
このような状況の中、国では「生物多様性基本法」を平成 20(2008)年に制定しました。

市では、これまで森林や水辺等、自然環境の保全を中心に取り組みを推進してきましたが、市内の生物多様性の状況についてはこれまで十分に把握できていませんでした。

今後は、市民団体等の協力も得ながら、市内の生物多様性の現状について把握するとと もに、自然環境と生物を幅広い視点で捉えた取り組みを推進する必要があります。

【取り組みの枠組み】

基本方針は大きく、森林、身近な自然、農地、動植物との共生の4つに分けています。森林は、植林地など市内でも山間部の森林、身近な自然は雑木林など市街地周辺にある自然、農地は市内の農地全体、動植物との共生は動植物と人との関係についてで、それぞれ緑に関する環境への取り組み手段として示しています。



基本方針(1)緑豊かな森林を守り、育て、活かす

【環境目標】

指標	現況値 (平成 25 年度)	目標値
森林面積	6, 464 ha	現況値維持

現況値出典:東京の森林・林業(平成25年版)

【取り組みの方向性】

ア 森林の管理と保全

青梅市は、市域の約6割が森林に覆われている、緑豊かな地域となっています。森林は、 生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの多面的機 能を有しており、わたしたちの生活と深くかかわっています。しかし、木材価格の低迷や 林業従事者の高齢化等により、管理されず放棄されている森林も多くなっています。

このような現状を踏まえ、市民一人ひとりが森林保全に対する関心を高めていくととも に、森林を計画的・適正に整備し、管理していきます。また、森林保全にむけ、市民の森 林ボランティアや企業など様々な主体が協働で取り組みを推進していきます。

・具体的施策1 人工林の保全

東京都や関係機関と連携し、民有林の森林施業への支援を実施するとともに、青梅の森 をはじめとする市が管理する森林の整備を推進し、森林の多面的な機能の回復に努めます。

・具体的施策2 協働による森林整備の推進

市民の森林ボランティアや企業の協賛等を活用し、森林保全活動の活性化に向けたネッ トワークの構築、効果的な運用に努めます。

市民	・森林保全について学び、活動に参加します。
	・ 市や企業などが行う森林保全活動に参加します。
	・緑の基金等、緑を守る運動に協力します。
市民団体・	・青梅の森の保全に関して、市民や各種団体等と協働した運営・管理体制
	の充実を図ります。
	・ボランティアグループの輪を広げるために、市と協力し、ボランティア
	への呼びかけや、PRを行います。
市	・東京都等が進める森林施策事業を活用して森林整備を行います。
	手入れの行われていない森林を対象に、森林再生事業を推進します。
	・水源かん養、土砂流出・崩壊の防備、保健、風致などの機能に応じた保
	安林の指定により、自然環境・生活環境の保全を図るとともに災害の防
	止に努めます。
	・青梅の森は自然と人が共存できるように里山として整備・保全します。
	・松くい虫の防除対策を継続実施します。
	・スギ・ヒノキ人工林から針広混交林へと誘導し、公益的機能の高い森林
	への回復を目指します。
	・市民ボランティアや企業等と連携した森林保全活動を実施します。
	・森林保全リーダーを養成していきます。
	森林ボランティア活動のPRを行います。
•	・緑に関する活動を行っている市民団体や NPO、企業等との交流の場づく
	りを検討します。
	・森林に対する環境保全のための、支援制度について検討します。
事業者	・「企業の森」等を通して、市の森林保全に協賛します。
	• 市民と一緒に、ボランティア活動に積極的に参加します。
•	・技術指導・道具の貸し出し等の協力を行います。
•	• ボランティア団体やNPO団体への支援を行います。
	・森林の置かれている現状や公益性について広報活動します。
滞在者	・森林保全の大切さを知り、市の取り組みに協力します。
	・森林火災の防止に協力します。

イ 林業の振興

市内の管理が行き届かない森林を少しでも減らし、適正な整備を促進するためには、国 や都と連携して、積極的に林業を支援していくことが不可欠となります。

また、整備面だけでなく、地域の木材資源を積極的に利用していくことにより、林業の 経営の安定化を支援していきます。

・具体的施策 3 林業経営の強化支援

国や都、各種関係機関等と連携し、林業生産の基盤整備や充実化を図り、林業経営強化を支援します。また、林業従事者の確保・育成に努めます。

・具体的施策 4 地域木材の使用拡大

地域で伐採・間伐された木材の活用を図ります。

市民	・建築や木工製品には、積極的に地域木材を使用します。
	・地域木材を使用した製品を積極的に購入します。
市民団体	・地域木材の使用をPRします。
市	・林業従事の人材の育成と確保に向けた担い手育成事業を推進します。
	・市の公共施設の建築においては、地域木材の使用に努めます。また、地
	域木材を使用した木製品の採用に努めます。
	・地域木材の普及 PR を促進します。
	• 間伐材の利用方法について検討し、間伐材の利用を推進します。
	・地域木材を使用した木工の体験・販売施設を検討します。
	・地域木材での木質バイオマス活用を検討します。
事業者	・林業従事の人材の育成に努めます。
	・施設建設等の際、地域木材を積極的に使用します。
	・地域木材、間伐材等を使う製品などのアイデアを出し、地域木材の使用
	を推進します。
	・地域木材でのバイオマス利用を進めます。

基本方針(2)身近な自然を守り、育てる

【 取り組みの方向性 】

ア 身近な自然の保全・育成

丘野地や里山に加え、市街地の緑や公園などの身近な自然は、わたしたちの生活にうる おいとやすらぎを与えてくれます。こうした自然を積極的に保全し、人と自然が共生でき る環境を創造していきます。

・具体的施策 5 身近な自然の保全

開発の影響を受けやすい崖線樹林や平地林等の身近な自然を守り、青梅市らしい自然環 境を育んでいきます。

・具体的施策 6 市街地の緑の創造

公園、街路樹等の市街地のなかにある緑を保全するとともに、屋上緑化や壁面緑化等の 新たな緑の創出に努めます。

・具体的施策 7 緑のネットワークづくり

丘陵地・湧水地・平地林・崖線・里山・巨木・古木などの保全や街路樹等の整備を推進 し、緑のネットワーク化を進めます。

市民	• 自然の保全活動に積極的に参加します。
	・私有地内の屋敷林・巨木・古木等の保存に努力します。
	生垣やみどりのカーテン設置など宅地の緑化を行います。
市民団体	市民によるモニタリング・維持管理のシステムをつくります。
	・地域の緑化や緑地の保全・管理を行います。

市 •「青梅市公園施設長寿命化計画」にもとづき、公園施設の定期的な点検と 計画的な改修を実施し、公園などの若返りを図ります。 ・公園緑地等の緑を更新する際には、郷土種に配慮した樹木・草花の種類 を選定します。 • 「多摩川由来の崖線の緑の保全に向けてのガイドライン」 にもとづく保全 施策の検討を行います。 • 社寺林や屋敷林等の平地林や名木・古木等の保全方策を検討します。 • 市街地に隣接した丘陵地では、自然環境に影響を及ぼす施設について、 適正な規制を行います。大規模な開発や土砂などの処分を目的とした土 地の埋立て、盛土および切土は、原則として認めません。 幹線道路沿いの限られた空間においては、植栽等に工夫を凝らした人目 をひく緑化修景を推進します。 • 道路の新設や既設道路の改修等に合わせ、街路樹や植樹帯の整備を推進 • 促進します。また、既存の街路樹や植樹帯の適切な維持管理を推進・促 進します。 保全区域・保存樹木等の指定により、緑の回廊(コリドー)形成に向け た整備に努めます。 生垣やみどりのカーテン設置など宅地の緑化を推進します。 ・公園・緑地等の整備に当たっては、計画段階から市民と協働で取り組み ・緑に関する活動を行っている市民団体や NPO、企業等との交流の場づく りを検討します。 事業者 自然環境を保全するよう配慮し、事業を行います。 ・大規模開発を行う場合には、計画段階から市と市民に説明し、話し合う 公開の場を設けます。 • 法令にもとづく緑化基準を守ります。 ・ 建物の屋上緑化、壁面緑化を積極的に行います。 緩衝緑地の設置や接道緑化を積極的に行います。 • 周囲の景観や環境との調和を考慮した、施設を計画します。 滞在者 • 自然や環境に配慮した行動をします。

イ 自然に親しむ場所の創造

市民が自然とふれあい、親しむことのできる空間を創造していきます。特に、未来の青梅市の環境の担い手となる子どもたちが、自然の中で遊び、学ぶことで、その豊かさや大切さを実感できる場所と機会を積極的に創出します。

・具体的施策 8 自然に親しむ場所と機会の創出

自然と親しめる憩いの空間や、自然とのふれあいによる環境教育の場と機会をつくります。

市民	・環境教育ができる森などの計画・管理を市や事業者と協働して行います。・親子で自然と親しみ、自然から学びます。・グリーンマップを市と協働して作成します。・樹木にネームプレートを付ける等の取り組みを、市や市民団体と協働して行います。
市民団体	・環境教育ができる森などの計画・管理を市と協働して行います。・グリーンマップを市と協働して作成します。・樹木にネームプレートを付ける等の取り組みを、市や市民と協働して行います。
市	 ・自然環境に配慮した遊歩道・ハイキングコースの整備を行います。 ・環境教育が推進できるような森を整備します。 ・グリーンマップを作成します。 ・森の木や街路樹にネームプレートをつけるなど、市民が自然環境に興味を持ち親しめるような取り組みを行います。 ・広場・公園・市の施設、園路などには、できるだけ天然素材を使用します。 ・個人の庭を公開するオープンガーデンを推奨するための支援策を検討します。
事業者	・環境教育ができる森などの計画・管理を市民や市などと協働して行います。
滞在者	・みんなが気持ち良く自然と親しめるよう配慮します。・市の活動にいっしょに取り組みます。

基本方針(3)恵み豊かな農地を活かす

【環境目標】

指標	現況値 (平成 22 年 2 月 1 日時点)	目標値
経営耕地面積	223 ha	201 ha

現況値出典:青梅市の統計(平成24年度版)

※経営耕地面積は大きく減少する傾向にあります。このため、減少率を極力抑えた目標値を設定しました。

【取り組みの方向性】

ア 農地の保全

青梅市の農地は、都市化の影響や農業従事者の高齢化、担い手不足等により減少が続い ています。農地は生産地としての機能だけでなく、災害の防止や里山景観の保全、さらに、 市民が土や自然と親しむ場の提供など、様々な役割を担っています。

こうした農地の多面的な機能や恩恵を享受できるよう、様々な支援や取り組みを推進し、 農地を保全していきます。

・具体的施策 9 農地の利用集積の促進

農地の利用集積を促進し、農業経営の多角化・高度化を進めるとともに、農業生産の向 上、耕作放棄地の発生防止と解消を図ります。

・具体的施策 10 遊休農地等の活用

遊休農地などを活用し、市民が農業にふれあうことのできる農業体験の場をつくります。

市民	・農業を体験し、農業の大切さを学習します。
市	・市民が土や農業に親しめる市民農園の継続を図るとともに、利用者と協
	働した管理体制の方策について検討します。
	・管理体制が充実した貸し農園、企業や学校などの団体単位で借りられる
	農園など、新たなタイプの農園整備を検討します。
	・交流型農業・観光農業の推進に取り組みます。
	・意欲ある農業者や新規就農者等への農地の利用集積を図り、農業経営の
	安定化と農地の保全を図ります。
事業者	・市民農園の利用者に対し、技術指導や農具の貸し出しを行い、市民の農
	業体験を支援します。

イ 人と環境にやさしい農業の推進

農業の自然循環機能の維持増進を図り、地域に調和した持続可能な農業を推進するためには、化学肥料や農薬の使用等に配慮した、人と環境にやさしい環境保全型の農業に転換していくことが必要となります。

また、消費者の食品に対する安全・安心への期待は年々高まっており、こうしたニーズ に対応するためにも、生産者と消費者が互いに理解し合い、環境保全型農業を推進できる よう支援します。

・具体的施策 11 環境保全型農業の推進

農薬や化学肥料の使用の低減による環境負荷の軽減を目指した農業を推進します。

市民	・有機農法や減農薬・減化学肥料によってつくられた農作物を、率先して 購入します。・生ごみや落ち葉などの堆肥化に取り組みます。
市	・環境保全型農業の推進をPRします。・事業者や農業団体、都や国と協力し、循環型農法・有機農法等の環境保全型農業の推進に取り組みます。
事業者	・市や他の機関と協力し、農薬・化学肥料をできるだけ使わない、環境保全型農業を推進します。・農産物の販売時に循環型農法・有機農法の表示を行います。



ウ 農業の振興

経営環境の悪化や後継者不足といった問題で、地域の農業は大変厳しい状況にあります。 これらの問題に地域全体で取り組み、地域で生産した農産物を地域で消費する「地産地消」 を基本に、消費者から見える農業を推進しながら、地域の農業の振興を図ります。

・具体的施策 12 農業の担い手の確保・支援

認定農業者などの意欲ある農業経営者を支援するとともに、関係団体と連携し、農業後継者や新規就農者など新たな担い手の確保・支援を図ります。また、市民の援農ボランティアなどの推進を図り、農業に対する理解の場を確保します。

・具体的施策 13 地産地消の推進

農家の直売機会の拡大や販路の充実等を図ることにより、特産物の育成や地産地消を推進し、地域農業の振興および生産者と消費者の交流を図ります。

市民	・ 地元産の農産物を率先して購入します。
	・援農ボランティアに参加します。
市民団体	・イベント等を開催し、消費者と生産者のお互いの理解を深める支援をし
	ます。
市	・農業の後継者育成、新規就農者の支援等を行います。
	• 援農ボランティアの育成に取り組みます
	・事業者等と協力し特産物の開発に取り組みます。
	・地元産の農産物の販売促進に取り組みます。
	・ 地元産の農産物の学校給食などへの使用を推進します。
	・農家の直売機会を拡大し、生産者と消費者のつながりを深めます。
事業者	・市・農業団体等と協力し、特産物の開発や技術開発に取り組みます。
	・農産物の販売時に地元産の表示を行います。
滞在者	• 援農ボランティアに参加します。

基本方針(4)人と動植物との共生を実現する

【取り組みの方向性】

ア 多様な動植物を育む自然環境の保全

青梅市は、多種多様な動植物が生息・生育する自然豊かな地域が多くあります。しかし、 近年自然環境の変化や外来生物の増加等により、在来生物の生息・生育環境が脅かされて おり、生態系バランスが崩れることが懸念されています。こうした状況をくい止め、生物 多様性の保全を積極的に推進していきます。

・具体的施策 14 青梅市生物多様性地域戦略の策定

青梅市生物多様性地域戦略を策定し、青梅市の生物多様性の保全と持続可能な利用に向 けた取り組みの基本的指針および取り組み内容を明らかにし、総合的な生物多様性の保全 を推進します。

・具体的施策 15 地域の生態系の保全

地域の生態系を保全するため、動植物の生息・生育地を守ります。また、地域の生態系 への影響を及ぼす特定外来生物等への対策を推進します。

・具体的施策 16 市民の関心を高める環境整備

市民と協働で自然環境調査等を行うことを通じて、市民の関心を高め、生物多様性保全 活動の活性化につなげます。



市民	 ・市や事業者と協力し、動植物の調査・保護に協力します。 ・外来生物の放出・植栽・播種をしません。 ・野生動物にみだりにえさを与えません。 ・ペットは最期まで責任をもって飼い、捨てたりはしません。 ・希少な動植物等を勝手にその生息・生育地から持ち出しません。 ・市民による地域の自然環境調査・生物調査を行います。 ・除草剤をなるべく使用しません。
市民団体	・市や事業者と協力し、動植物の調査・保護に協力します。・市民による動植物のモニタリングシステムをつくります。
市	 ・青梅市生物多様性地域戦略を策定します。 ・市民・事業者等と協働して、参加型の自然環境調査を行います。 ・外来生物等の調査・対策に取り組みます。 ・希少種の調査・保全に取り組みます。 ・鳥獣被害の調査・対策に取り組みます。 ・動物の移動経路を確保する緑の回廊づくりに努めます。
事業者	・自然環境、地域の生態系に配慮した開発や事業を行います。・地域の生態系を乱すような外来種の動植物の販売には、国などの指導に従い、細心の注意を払います。
滞在者	 ・動植物をいつくしみ、大切にします。 ・自然環境調査に協力します。 ・外来生物の放出・植栽・播種をしません。 ・野生動物にみだりにえさを与えません。 ・ペットは最期まで責任をもって飼い、捨てたりはしません。 ・希少な動植物等を勝手にその生息・生育地から持ち出しません。

環境のテーマ(2)

水 ~流域市民を結ぶ、水の生まれるまち~

【現状と課題】

● 水資源

青梅市を流れる河川は、多摩川水系(多摩川など)と荒川水系(霞川、成木川など)に 分かれ、市中央の永山丘陵を分水界にしています。

多摩川は、東京の生活用水として広く利用され、かつては水道用水として東京都全取水量の大半を占めていましたが、利根川水系からの取水により、現在では東京都の全取水量の2割程度となっています。

東京都の水需要に対し、水源地である青梅市は、森林の管理と保全に努め、森林の保水力の維持・増進を図ることによって、安定的な河川流量を確保していく必要があります。

また、水は個々の市区町村域を越えて循環していることから、青梅市内のみならず、下 流域や東京全体でも水源地を守るような理解と協力を呼びかけていくことも必要です。

● 水質

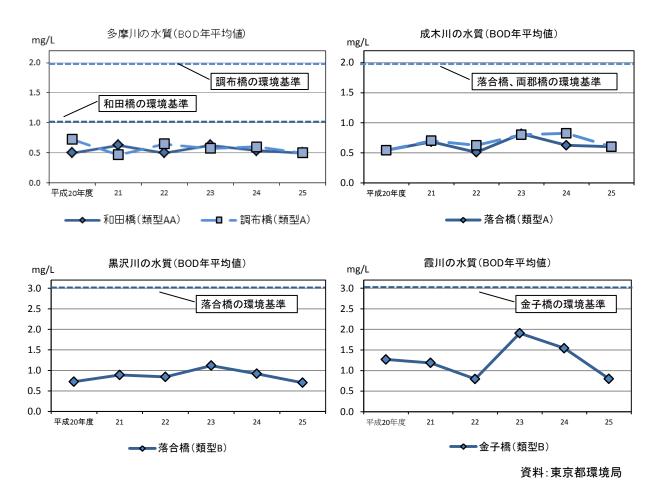
多摩川の上流部は、山岳渓谷美に富んだ清流となっており、魚類ではヤマメやカジカなどが生息し、特に代表的な御岳渓谷の清流は環境省選定の名水百選にも選ばれるなど、青梅の誇る水といえます。

市内を流れる主要な河川の調査では、多摩川、成木川の水質は概ね環境基準を達成しています。

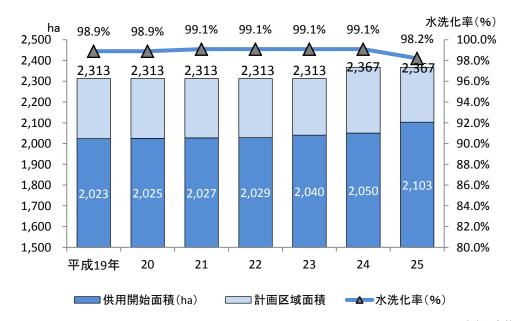
また、多摩川上流流域関連公共下水道として昭和 47(1972)年度から事業に着手した公共下水道は、平成 25年度末現在、面積普及率 88.9%、水洗化率 98.2%まで進捗しています。さらに、市が事業主体となる浄化槽整備事業に着手します。

今後も、生活環境の向上と水質保全などを図るため、引き続き、公共下水道事業および 浄化槽整備事業を計画的、効率的に進めていく必要があります。

● 公共用水域の水質の経年変化



● 公共下水道整備の進捗と水洗化率(世帯)



資料:青梅市環境部

● 水辺空間

青梅市の河川は、市中央部を東西に流れる多摩川とこれに注ぐ多摩川水系の河川、北部 を流れる霞川、成木川などの荒川水系の河川により構成されています。

中でも多摩川は、昭和 60 (1985) 年に御岳渓谷が環境省から名水百選に選定されるなど、特に美しい清流景観とされており、憩いの場、レクリエーションの場として、市内外から多くの人が訪れています。

この良好な水辺環境を学習や活動などの場として活用することで、水辺と人とのふれあいをより身近なものにすることができます。市内においては、平成17年度に霞川をフィールドとした「霞川子どもの水辺協議会」、また平成23年度には、多摩川をフィールドとした「おうめ水辺の楽校運営協議会」が発足し、それぞれの場所を「子どもの水辺」として登録し、水辺に親しむ事業の充実を図っています。

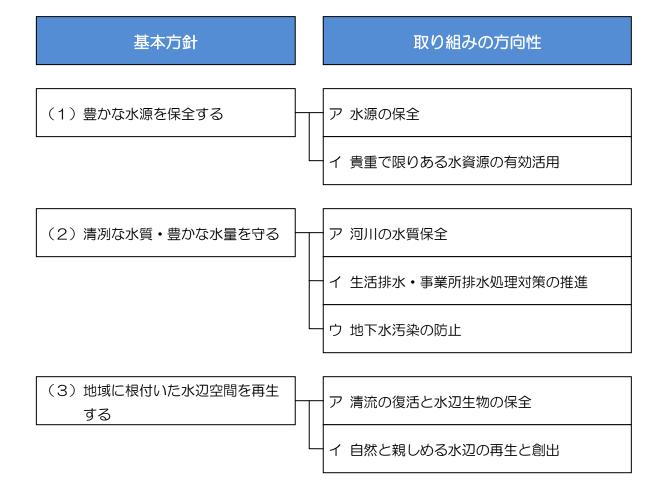
今後も、自然体験学習など親水事業の実施により、川と親しむ機会づくりに取り組むとともに、美しい清流景観の維持・向上のための清掃活動や、関係機関と連携して河川環境整備などを進める必要があります。



【 取り組みの枠組み 】

基本方針は大きく、水源、水質・水量、水辺空間の3つに分かれています。

水源は、多摩川などの水源地となっている山間部、水質・水量は河川や飲み水の水質、 水辺空間は水辺における人と水とのかかわり合いで、それぞれ水に関する環境への取り組 み手段として示しています。



基本方針(1)豊かな水源を保全する

【 取り組みの方向性 】

ア 水源の保全

青梅市は東京都の水源域であるため、多摩川水系の源流域の森林・樹林を保全し、保水 機能や自然浄化機能などの水源かん養能力を高めることによって、適正な河川水量の確保 と水質の維持・改善に努めます。

また、多様な生物の生育・生息場所となっている水田跡およびその周辺の水路等の湿地 や災害時の水供給源にもなる湧水など、身近にある貴重な水源の保全を図ります。

・具体的施策1 広葉樹林化による水源かん養

一般に広葉樹 (落葉樹・照葉樹)は保水能、浸透能の高い土壌孔隙を増加させ、また広 葉樹の落葉は分解が早く浸透能の高い堆積有機物を形成することができると言われていま す。広葉樹の割合を増やし針広混交林化を進め、水源かん養機能を高めます。

・具体的施策 2 水資源(湿地・地下水・湧水等)の保全

身近にある貴重な水源および水資源、水辺空間を積極的に保全します。また、地下水に 関する調査等を行うことにより、水源保全のための実態把握や普及啓発に努めます。

・具体的施策3 水源域の保全

水源域における開発の抑制に努めます。



市民	・広葉樹林の機能を理解し、森林ボランティアに協力します。
	井戸などの調査ボランティアに参加します。
	・湧水の定期的な調査を行います。
	・災害時に利用できるように、井戸などを保全します。
	・水源が守られるよう、市民の声を行政に届けます。
市民団体	森林ボランティアに協力します。
	• 各地域の水資源を調査します。
	・写真・絵地図などで水源域のパンフレット等をつくって PR します。
市	・混交林化に取り組みます。
	森林ボランティア活動を支援します。
	・地下水の使用量について監視を続けます。
	• 環境を優先した施策を行い、水源域の保全に努めます。
事業者	・市と協力して植生の転換に努めます。
	森林ボランティアを受け入れます。
	・自然環境に配慮した事業を行います。
	・水源域を守る努力をします。
	・地下水の使用量調査に協力します。
滞在者	・森林保全活動へ参加・協力します。
	・湧水などを汚したり荒らしたりしません。

イ 貴重で限りある水資源の有効活用

貴重で限りある水資源を有効活用するために、雨水の利用や節水等を積極的に推進し、 地下水のかん養と適正な河川水量の確保に努めます。

・具体的施策4 雨水の活用

雨水の有効活用に努めます。

・具体的施策5 節水の推進

積極的な普及啓発により、日常生活の中で気軽に実施できる節水を推進します。

・具体的施策6 地下水のかん養と適正な河川水量の確保

河川へ流れ込む水の量を平準化するために、市街地などにおいては雨水を地面に浸透させる設備(透水性舗装、雨水浸透ます等)の設置を推進し、地下水のかん養能力向上と表流水の流出抑制を図り、適正な河川水量を確保します。

市民	・日常生活に雨水を活用します。・家庭での水の使用量を把握し、節水目標を掲げて取り組みます。・雨水浸透ます、浸透トレンチ、雨水タンクを積極的に設置します。
市	 ・学校、公共施設において、雨水を活用します。 ・節水の取り組みへの参加を呼びかけます。 ・道路の透水性舗装、雨水浸透ます等の普及を促進します。 ・市民が雨水の浸透施設を設置することに対し、一部の地域には補助を行います。 ・市民が雨水を有効活用するための雨水タンクを設置することに対し、一部の地域には補助を行います。
事業者	・雨水タンク等を用いて雨水の積極利用に取り組みます。・節水目標を立て、節水に努めます。・事業所内において透水性舗装、雨水浸透ます、浸透トレンチ等の設置を推進します。

基本方針(2)清冽な水質・豊かな水量を守る

【環境目標】

指 標	現況値 (平成 24 年度)	目標値
河川(市内各地点)の BOD 環境基準達成度	100%	現状維持

現況値出典:青梅市環境報告書(平成24年度)

【 取り組みの方向性 】

ア 河川の水質保全

美しい水辺と豊かな水資源を次世代に継承していくためには、河川の水質を保全してい く必要があります。市民、事業者、市が一体となり、水質汚濁を防止するだけでなく、一 層の水質改善に向けた取り組みを推進していきます。

・具体的施策7 河川の水質保全

青梅市の代表的な河川である多摩川や成木川、黒沢川、霞川等の水質を継続的に監視し、 水質汚濁を防止します。また、河川における自然体験や市民参加による水質調査により、 河川の水質保全に努めます。

市民	・合成洗剤の利用を控える、油や米のとぎ汁を流しに捨てないなどの工夫をします。・レジャーや行事で、水辺を汚しません。・河川の水質調査に協力します。
市	・河川の水質調査を継続的に実施します。・事業所などに対し、排水に関する指導や啓発を行います。
事業者	・河川の水質保全に配慮した事業を行います。・排水はできるだけ浄化してから流します。
滞在者	・バーベキューやキャンプで河川を利用するときは、河川を汚さないよう にします。

[※]環境基準は、河川ごとに定められています。

[※]現況値は水質調査をしている地点のうち、環境基準を達成している地点の割合です。

イ 生活排水・事業所排水処理対策の推進

下水道未整備地域において、河川や地下水の汚染につながる生活排水や事業所排水の処理設備の設置を推進し、水質汚染を防止する必要があります。

・具体的施策8 汚水施設未整備地域への対応

青梅市では、下水道普及率は高くなっていますが、公共下水道計画区域内において未整備となっている地域については、更なる普及促進を図ります。また、公共下水道計画区域外の地域への対応として、合併処理浄化槽の設置を推進します。

・具体的施策9 農薬や化学物質などによる水質汚染の防止

ゴルフ場や農地等に使用されている農薬、事業所で使用されている化学物質などによる 水質汚染を防止します。

市民	・下水処理場への見学会に参加し、下水道の知識を高めます。
市民団体	・市と協働で下水道の仕組みを学べる取り組みを行います。
市	・公共下水道計画区域外の地域では、浄化槽整備事業を推進します
	・下水道整備の促進、各種排水処理に関し、関連自治体と情報交換・交流
	を進めます。
	・化学物質等の水質汚染調査を定期的に行い、汚染等があれば対策と指導
	を行います。
	・市民団体と協働で下水道の仕組みを学べる取り組みを行います。
事業者	・農薬・化学物質は、適正に使用し、処理します。

ウ 地下水汚染の防止

現在は、主に工業用水として用いられている地下水ですが、井戸水などは災害時の予備 水源としても重要な役割を果たします。このため、土壌汚染対策を推進させることで、地 下水汚染を未然に防ぐ必要があります。

・具体的施策 10 土壌汚染対策の推進

不法投棄の防止や事業所への啓発等を行い、土壌汚染対策を推進させることで、地下水汚染を未然に防ぎます。

市民	・不法投棄の監視を行います。
市	不法投棄のパトロールを行います。
事業者	・工場やガソリンスタンドなどを廃止するときには、土壌調査を行い、土
	壌が汚染されていないことを確認します。



基本方針(3)地域に根付いた水辺空間を再生する

【 取り組みの方向性 】

ア 清流の復活と水生生物の保全

わたしたちの生活にとって、清流と豊かな水辺は、資源としてだけではなく、やすらぎ や安心感など、こころに潤いを与えてくれます。また、美しい河川と水辺空間は、生物に よって維持されています。

こうした点を踏まえ、ごみの不法投棄を防止することにより、動植物の生息・生育環境 を守るとともに、河川および水辺空間とその水生生物等の分布調査を行い、水辺空間の多 種多様な生態系の保全対策を推進します。

・具体的施策 11 ごみの不法投棄防止対策の推進

河川へのごみの不法投棄を防止します。

・具体的施策 12 水生生物等の調査・保全

水中・水辺に生息する水生生物について調査し、希少種の保護活動を積極的に推進しま す。

・具体的施策 13 河川(水辺空間)の生態系の保全

外来生物の放出により、水辺空間の生態系のバランスが崩されないように、保全対策を 講じます。また、鮎などが遡上できるよう、カワウ対策などの取り組みを推進します。

市民	 ・河川における不法投棄を「しない」、「させない」運動を徹底します。 ・ボランティアにより不法投棄された河川のごみ回収活動を行います。 ・魚・虫・植物を守り育てます。 ・ブルーギル、ブラックバス等の外来生物の放出をしません。 ・ボランティアによりカワウなど鳥類の個体数と、魚類への影響について調査します。
市民団体	 ・河川における不法投棄を防止するため、地域・市民団体の定期的なパトロールを実施します。 ・水辺の動植物を調査・保護・育成します。 ・ボランティアによりカワウなど鳥類の個体数と、魚類への影響について調査します。 ・魚を保護育成し、豊かな水辺づくりを推進します。 ・特定外来生物等がもたらす生態系破壊の実態についてPRします。
市	 ・河川への不法投棄物に対しては、すみやかな対応を行います。 ・市の施設に青梅の水生生物を展示し、保護・育成への取り組みを訴えます。 ・水生生物等について調査し、生物多様性の保全を推進します。 ・カワウ対策について、国や都と連携して取り組みを推進します。
事業者	・川を汚さないよう、廃棄物等の適正処理を徹底します。
滞在者	・河川にごみを捨てません。・ブラックバス等の外来生物の放出をしません。

イ 自然と親しめる水辺の再生と創出

青梅市の良好な水辺空間を市民の学習や活動の場とし、わたしたちの生活にとってより 身近で親しみあるものとするために、市民団体や関係団体と連携を図りながら、安全で身 近な水辺空間を再生させ、市民の憩いの場として活用できる水辺空間の整備を図ります。 また、市民団体等と連携しながら、水辺に親しむ事業の充実を図っていきます。

・具体的施策 14 市民の憩いの場としての水辺空間の整備

河辺地区の「おうめ水辺の楽校」をはじめとする水辺空間の積極的な活用を推進するとともに、関係機関と連携し、市民の憩いの場となる水辺空間の整備を続けます。

・具体的施策 15 親水事業の充実

多摩川や霞川などの河川の保全を進める市民団体等と連携し、親水事業の充実を図ると ともに、ボランティア団体等の活動を支援します。

市民	・河川、土手などの清掃ボランティアに参加し、子どもが河川で触れ合いを楽しめるようにします。・多摩川などの写真集やイラスト集などの作成に協力します。
市民団体	 下流の流域市民や市民団体との交流を深め、広域的なネットワークをめざします。 市民・子どもが動植物と水辺で親しめる機会をつくるため、釣り大会等の催しを開催します。 市民団体の今日までの調査、改善策を市に提案し、実現に向け努力します。 良好な水辺環境とのふれあいの場の確保、水辺や河川の生態系の保全、美しい清流景観の維持・向上に資する親水施設の整備を推進します。
市	 ・河川環境の改善について、国、東京都と連携して取り組みます。 ・河川で遊ぶことができる場所について、市民や子どもたちの声が反映されるよう、関係機関に働きかけます。 ・河川のコンクリート製構造物等を見直し、調和のとれた河川環境を目指します。 ・子どもが水辺等で親しめる施設、遊歩道の整備等について検討します。 ・河川の保全を進める市民団体等の活動を支援します。

環境のテーマ(3)

大気 ~澄んだ空気と思いやりのあるまち~

【現状と課題】

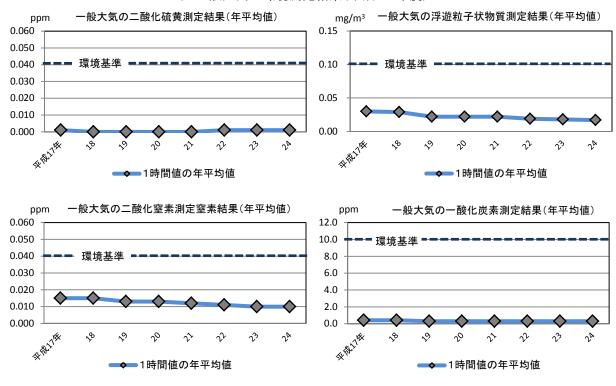
● 化学物質に関わる大気汚染

大気の環境測定結果をみると、光化学オキシダントを除き、二酸化硫黄、二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、一酸化窒素、ダイオキシン類とも環境基準を達成しています。

引き続き、ごみの自家焼却や野外焼却(野焼き)等を取り締まることにより、大気汚染を防止する必要があるほか、事業活動や廃棄物処理施設からの化学物質の排出と拡散を防止していく必要があります。

さらに、オゾン層破壊や酸性雨など地球規模で起こっている大気汚染問題についても、 積極的な取り組みを講じていく必要があります。

● 一般大気の環境測定結果(平成 24 年度)



資料:青梅市環境報告書(平成 24 年度)

● 一般大気の光化学オキシダントの環境基準値超過状況の推移

項目		年度						
	17	18	19	20	21	22	23	24
1 時間値が 0.06ppm を超えた日数(日)	117	97	98	104	109	114	92	110
1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数 (時間)	738	516	522	542	567	682	454	521

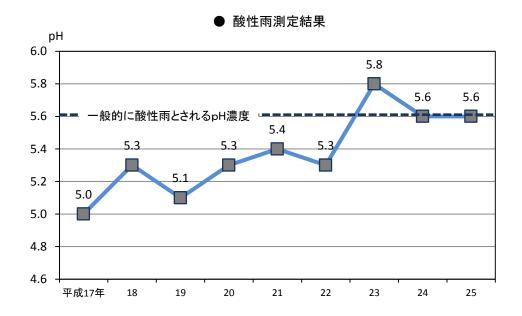
資料:青梅市環境報告書(平成 24 年度)

● 一般大気のダイオキシン類測定結果(平成 25	5 年度)	平成 2	/類測定結果(イオキシ	一般大気のダイ	
--------------------------	-------	------	---------	------	---------	--

調査地点	大気(8月) (pg-TEQ/m³)	大気(2月) (pg-TEQ / m³)	
青梅市役所屋上	0.0091	0.019	
第五小学校屋上	0.017	0.015	
長淵市民センター駐車場	0.027	-	
上長淵自治会館	0.011	-	

※環境基準 年平均値 0.6pg-TEQ m³以下

資料:青梅市



資料:青梅市

●自動車に関わる大気汚染

市内では砕石などを運搬する大型貨物車の通行量が多く、排気ガス、騒音、振動、粉じん等により市民生活に多くの影響を与えています。

自動車排出ガスの二酸化窒素 (NO₂) については、市が主要交差点等 13 か所において 夏期・冬期の年2回調査を行っています。平成 25 年度はいずれの地点も環境基準を達成 しています。

また、市内の主要道路9地点において、道路交通騒音・振動レベルの測定を実施しており、平成25年度の調査では、秋川街道長淵5丁目(昼間)、成木街道根ヶ布2丁目(昼間)、 吉野街道畑中3丁目(昼間・夜間)において騒音の環境基準を達成していませんが、騒音、 振動ともにすべての地点において要請限度を達成しています。

快適な生活環境維持および向上のため、大気調査、道路交通騒音・振動調査を継続し、 監視を行うとともに、自動車から徒歩や自転車、公共交通への転換、自動車の適正利用に 向けた啓発等を引き続き行っていく必要があります。

● 自動車排出ガスの二酸化窒素測定結果(1時間値の1日平均値)(平成 25 年度)

調査地点	夏期(6.27~6.28)	冬期(12.25~12.26)
青梅新町	0.024	0.030
友田	0.022	0.027
長淵七丁目	0.018	0.023
青梅市民会館南	0.014	0.021
御岳橋	0.009	0.016
成木五丁目	0.012	0.017
青梅四小前	0.021	0.028
梅郷四丁目	0.012	0.019
今寺	0.020	0.025
友田町4丁目	0.010	0.015
七日市場	0.020	0.025
新岩蔵大橋	0.014	0.019
平 均	0.016	0.022

※環境基準 1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。

資料:青梅市

● 道路交通騒音・振動調査測定結果(平成 25 年度)

			騒音	(db)				振動	(db)	
調査地点	調査	結果	環境	基準	要請	限度	調査	結果	要請	限度
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
秋川街道 長淵 5 丁目	72	65	70	65	75	70	41	26	70	65
成木街道 根ヶ布2丁目	72	64	70	65	75	70	39	20	65	60
新町8丁目	67	64	70	65	75	70	40	35	65	60
吉野街道 畑中3丁目	71	68	70	65	75	70	37	27	65	60
吉野街道 柚木町2丁目	68	61	70	65	75	70	43	37	65	60
青梅街道 日向和田3丁目	68	62	70	65	75	70	28	20	65	60
青梅街道 新町1丁目	66	62	70	65	75	70	29	23	65	60
新町5丁目	57	53	70	65	75	70	31	29	70	65
友田町4丁目	51	48	70	65	75	70	17	18	65	60

※網掛け部分は、環境基準を超えていることを示している

資料:青梅市

●生活環境に関わる問題

快適な生活環境を維持するためには、行政だけではなく、市民、事業者、滞在者、それ ぞれの取り組みが不可欠です。

市では、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)」や 「青梅市環境基本条例」などにもとづき、環境調査による状況の把握および監視・指導に よる公害の未然防止に取り組んでおり、引き続き、適切な指導を行っていく必要がありま す。

また、スギ・ヒノキの人工林を有する青梅市は、スギ・ヒノキ科花粉の累計飛散量が千 代田区の3~4倍ほどとなっており、花粉症対策も引き続き行っていく必要があります。

個/cm 40,000 20,000 20,000 10,000 平成17年 18 19 20 21 22 23 24 青梅市 🍑 千代田区

● スギ・ヒノキ科花粉の累計観測値の推移

資料:東京都健康安全研究センター

【取り組みの枠組み】

基本方針は大きく、化学物質汚染、自動車、生活環境の3つに分けています。化学物質 汚染はごみの焼却や事業所からの排出ガス、地球規模のオゾン層破壊防止などとの関わり、 自動車は自動車等の交通機関との関わり、生活環境は日常生活との関わりに関する環境へ の取り組みを示しています。

基本方針(1)化学物質から大気環境を守る

【環境目標】

指 標	現況値 (平成 24 年度)	目標値
二酸化硫黄濃度(市役所屋上)	0.001 (ppm)	現状維持
大気中ダイオキシン類濃度(市役所屋上)	0.016~0.014 (pg-TEQ/m³)	現状維持

現況値出典:青梅市環境報告書(平成24年度)

- ※ 二酸化硫黄濃度は時間値の年平均値、大気中ダイオキシン類濃度は2月と8月に測定。
- ※ 二酸化硫黄の大気汚染環境基準: 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm 以下、ダイオキシン類の大気汚染環境基準: 0.6pg-TEQ m3以下

【 取り組みの方向性 】

ア ごみ処理による大気汚染の防止

ごみ処理の過程で大気汚染物質が飛散しないよう、対策を推進します。

・具体的施策1 ごみ排出量の削減

ごみ排出量そのものを削減することにより、汚染物質の飛散等を軽減します。

・具体的施策2 ごみの自家焼却等の防止

ごみの自家焼却や野外焼却(野焼き)等を取り締まることにより、大気汚染を防止しま す。

市民	・ごみは市のごみ処理ルールに従って出し、自家焼却はしません。				
	・近隣で声を掛け合い、ごみ等の自家焼却を抑止します。				
市民団体	・自家焼却の抑止に取り組みます。				
	・環境調査や監視活動をします。				
	・市民活動と市の施策実施の支援と広報を行います。				
市	• ごみ等の自家焼却に関する規制を徹底します。				
	・剪定枝等は資源化を推進し、自家焼却の防止に取り組みます。				

事業者	 ・ごみの排出方法について、市に協力し、市民・市民団体の意見に耳を傾けます。 ・廃棄物は法令に従って排出し、自家焼却抑止の努力と燃やさない工夫を行い広めます。 ・焼却炉を使用している事業者は、管理を適正に行います。 ・資源回収業および再資源化産業等と連携を図ります。 ・廃棄物減量への努力をします。
	・廃棄物減量への劣力をします。 ・産業廃棄物の発生を抑制するよう努力し、化学物質の拡散を極力防止します。
滞在者	・行楽地でのごみ焼却の規制に協力します。・ごみの持ち帰りを徹底します。

イ 事業活動による大気汚染の防止・負荷軽減

事業所から排出される有害化学物質の抑制や設備等の適切な管理・運用を推進し、事業活動による大気汚染の防止・負荷軽減を図ります。

・具体的施策3 有害物質排出量の抑制

大気への負荷を軽減するため、事業活動により排出される有害物質の排出量を抑制します。

市民	・事業所などの有害物質の排出に注意を払い、市と連携し抑制を働きかけます。
市民団体	・市民や市と協力して、有害物質排出抑制への働きかけをします。
市	・事業所などの大気汚染物質の使用等について、状況の把握と事業者への 指導を行います。
事業者	・施設を整備・改善し有害物質排出の抑制に努めます。・大気汚染防止設備の定期的な点検整備を実施します。

ウ 地球規模の大気汚染防止

国境を越えて地球規模で起きている大気汚染問題について、青梅市においても、積極的に取り組みを推進します。

・具体的施策 4 オゾン層破壊の防止

フロンガス等のオゾン層破壊物質の拡散を防止し、地球環境の保全に貢献します。

・具体的施策 5 酸性雨対策の推進

窒素酸化物や硫黄酸化物の発生を削減し、酸性雨による被害を防止します。

・具体的施策 6 ダイオキシン等による汚染の防止

ダイオキシン類や環境ホルモン等の有害化学物質が人体に与える影響を理解し、防止策 を講じます。

市民	・冷蔵庫・空調機等のフロンガス使用機器の不法投棄は行いません。・フロンガス回収に協力します。・酸性雨被害の情報を提供します。・化石燃料の使用量削減に努めます。
市	・オゾン層破壊物質の使用禁止の広報に努めます。・市民および事業者へ有害化学物質の情報提供をします。・ダイオキシン等の有害化学物質について、継続的に調査を行います。・国や都と連携し、汚染防止対策に努めます。
事業者	・フロンガスの拡散防止に努め、オゾン層破壊物質は使用しません。・事業活動および使用車両による化石燃料使用量の削減と再生可能エネルギーの転換に努力します。・有害化学物質の危険性に対する認識を持ち、事業活動を行います。

基本方針(2)自動車による負荷から大気環境を守る

【環境目標】

指標	現況値 (平成 24 年度)	目標値
主要交差点における二酸化窒素の測定値	0.026~0.010 (ppm)	現状維持
主要道路における騒音の測定値	72~50 (db)	現況値以下

現況値出典:青梅市環境報告書(平成24年度)

- ※ 騒音は、現況値が環境基準を達成している場合、現況値以下を目標値とします。
- ※ 二酸化窒素は1時間値の1日平均値
- ※ 二酸化窒素の大気汚染環境基準: 1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内またはそ れ以下、道路騒音:昼間 70db 以下、夜間 65db 以下

【取り組みの方向性】

ア 道路と周辺環境の整備・改善

道路とその周辺の環境を整備・改善することにより、大気への負荷軽減を図ります。

・具体的施策 7 道路騒音・振動の防止

道路から発生する騒音・振動について、継続的な調査等により、監視を行います。

・具体的施策 8 道路の整備・周辺環境の改善

道路や街路樹の整備を促進し、快適な道路環境づくりに努めます。

・具体的施策 9 粉じん防止対策の推進

トラック等から発生する粉じんの改善に努めます。

市民	• 道路の整備・改善が必要な地域および場所を市に情報提供します。		
	路上駐車をやめるよう努めます。		
市民団体	・道路整備が必要な地域および場所の情報を把握し、市へ情報提供します。		
	・粉じん被害について、住民や市と協力して抑制への働きかけをします。		

市	・街路樹を保全して、道路環境や景観の改善に努めます。			
	• 植樹帯や緑化壁のある道路整備を促進します。			
	・ 道路の騒音・振動について、継続的に調査を行います。			
	・調査データの分析を行い、問題があれば対策に取り組みます。			
・トラック等を原因とする粉じん被害の防止に取り組みます。				
事業者	・常に粉じん飛散防止に注意を払い、防止対策を行います。			
滞在者	路上駐車をやめるよう努めます。			

イ 公共交通等の利用促進および自動車の適正な利用

自動車から徒歩や自転車、公共交通への転換を図るとともに、自動車の効率的な利用を推奨する取り組みを推進します。

・具体的施策 10 自動車利用の抑制、徒歩・自転車の活用促進

近隣地域への移動はマイカーの使用を控え、できるだけ徒歩や自転車を活用するよう、 普及啓発を行います。また、ノーマイカーデー等のイベントの開催により、市民や事業者 の意識を高める取り組みを推進します。

・具体的施策 11 公共交通の充実・利用促進

多くの市民が利用しやすいよう、公共交通の改善・充実に努めます。また、公共交通の 利用について、積極的に PR します。

・具体的施策 12 低公害車の導入促進

低公害車の導入・転換を推進することにより、排気ガスの削減に努めます。

・具体的施策 13 エコドライブの推進

アイドリングストップやふんわりアクセル等のエコドライブを普及啓発することにより、 排気ガスの削減に努めます。

・具体的施策 14 事業車両・大型車両への啓発

事業車両の適正な運用、大型車両の運転者への啓発により、大気環境への負荷軽減を図ります。

市民	・車の使用を控え、徒歩や自転車の利用を心がけます。			
	・公共交通を積極的に利用します。			
	・公共交通を利用するよう、PR活動に積極的に協力します。			
	ノーマイカーデーに積極的に協力します。			
	の購入・買い替え時に低公害車を選択するように努めます。			
	エコドライブを実施します。			
	• 車の運行状況に注意を払い、良好な状態を保ちます。			
市民団体	マイカーの使用を控えるよう呼びかけます。			
	・公共交通網の充実や公共交通の利用促進について、関係者と協力して取			
	り組みます。			
	・市と連携し、エコドライブのキャンペーンを実施します。			
市	・広報などを通してノーマイカーデーなど、車の使用を控えるように呼び			
	かけます。			
	・レンタサイクルシステムの充実を図ります。			
	・市職員の通勤時のマイカー使用を制限します。			
	・公共交通事業者に利便性・快適性の向上を要請します。			
	・公共交通空白地域の改善に努めます。			
	・公共交通の利用促進を図ります。			
	が客施設や車両等におけるバリアフリー化を要請します。			
	用車は率先して低公害車へ切り替えます。			
	用車の適正な運用を行います。			
	コドライブの重要性を周知します。			
	・大型車両運転者へ啓発活動や広報を実施します。			
事業者	・ノーマイカーデーなど、従業者へマイカーの使用を控えるよう呼びかけ			
	ます。			
	・公共交通の充実に向けて、市民らと協働し推進します。			
	公共交通の利用について、様々なメディアを活用し、積極的なPRを行			
	います。			
	・公共交通の利用促進を図り、通勤に使われる自動車交通量の削減を図り			
	ます。			
	・事業車両を積極的に低公害車に切り替えます。			
	・事業車両の運用・運行計画を見直します。 ・使用車両の適正整備など、管理を徹底します。			
	・大型車両の運用について、運転者への教育を行います。			
	・大宝単岡の運用について、運転自べの教育を行いより。・エコドライブの実践に取り組みます。			
	・バスを積極的に低公害車へ転換します。			
滞在者	・公共交通を利用します。			
	・ 車両の適正な運転を心がけます。			

基本方針(3)生活に伴う負荷から大気環境を守る

【取り組みの方向性】

ア 騒音・振動、悪臭、化学物質等の対策推進

騒音・振動、悪臭の発生を抑制し、生活環境保全に取り組みみます。また、日用品およ び工業製品、建築資材における化学物質が健康に及ぼす影響を認識し、対策を推進します。

・具体的施策 15 生活騒音対策の推進

日常生活の中で発生する騒音について、啓発等により未然に防止するとともに、対策を 推進します。

・具体的施策 16 建設・解体工事等の騒音・振動・粉じんの防止

建設・解体工事等を実施する際は、低騒音・低振動タイプの機械を使用する等により、 騒音・振動問題の発生を防止します。また、粉じんについても発生防止対策を行います。

・具体的施策 17 悪臭の防止

悪臭の発生源を特定し、防止対策を推進します。

・具体的施策 18 有害化学物質の使用制限

日用品および工業製品、建築資材における化学物質が健康に及ぼす影響を認識し、使用 を制限する等の対策を推進します。

・具体的施策 19 低周波公害等の対策推進

低周波騒音・振動対策を推進します。

【 各主体の取り組み 】

市民

- ・楽器や音響拡声装置等の使用時には、近隣へ配慮します。
- 粉じんによる被害状況を把握し、市と連携して粉じん防止の情報提供を 行います。
- ・悪臭の発生源および被害状況の情報提供を行います。
- ペットやごみ等家庭生活に係わる悪臭に注意を払います。
- ・シックハウス等の症状および原因を良く理解し、改善のために対処しま す。

市民団体	• 地域活動における拡声装置等の使用に注意します。			
	・粉じん防止対策について、住民や市と協力して情報提供を行います。			
	悪臭の発生源を調査するなど、地域内に情報を提供します。			
市	・騒音・振動・粉じん等について、被害状況を発生原因者に知らせ、具体			
	的な改善策を指導します。			
	・低騒音・低振動の建設機械を使用するよう指導します。			
	・市民や事業者へ、シックハウス・シックスクール等の影響について知ら			
	せます。			
	・公共施設においては、シックハウス対策資材を使用します。			
	・悪臭防止対策を行います。			
	・悪臭が発生した際は、関係機関と連携し迅速な対応を行います。			
事業者	・拡声装置の使用を極力控えます。			
	・事業活動から発する騒音を抑制するよう心がけます。			
	・建設・解体工事には、低騒音・低振動の建設機械を使用します。			
	・常に粉じん飛散防止に注意を払い、防止対策を推進します。			
	・悪臭の発生源とならないような事業活動を行います。			
	・シックハウス等の原因となる化学物質を使用しません。			
	・低周波公害をよく認識し、抑止対策に最善を尽くします。			
滞在者	・行楽の際に騒音等を発生させて、近隣の迷惑にならないよう注意します。			



イ 花粉症対策の推進

スギ・ヒノキの花粉症の患者数は年々増加しており、花粉の発生源対策が求められています。対策に当たっては、市内の森林の適正な管理に努めていくほか、植林に当たっては、 花粉の少ない品種を導入するなどの対策を推進していきます。

・具体的施策 20 針葉樹林の適正管理

針葉樹林を良好な環境に保つことで、花粉の発生量を抑制します。

・具体的施策 21 花粉の少ないスギ等への植え替え

東京都や関係機関と連携して、既存のスギ林から花粉の少ないスギ等へ植え替える主伐 事業を推進していきます。

市民	・山林の管理や植林作業のボランティアへ積極的に参加します。			
市民団体	• 植林作業ボランティア活動を支援します。			
	・地域の山林の状況を市と連携して把握します。			
市	・東京都や関係機関と連携して、森林整備事業を推進し、森林の適正管理			
	を促進します。			
	東京都等が進める森林施策事業を活用して森林整備を行います。			
事業者	・事業者は市民団体や市と連携し、適正な樹林の管理を行います。			
	・広葉樹の植林を心がけます。			

環境のテーマ(4)

ごみと資源 ~ 創造に満ちあふれる循環型社会のまち~

【現状と課題】

● ごみ減量

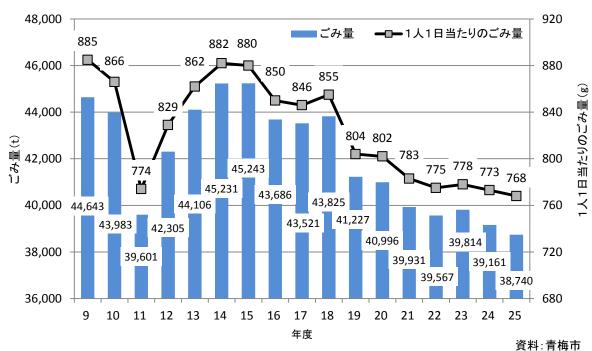
青梅市では、家庭ごみは有料戸別収集制度をとっており、燃やすごみについては、西多 摩衛生組合において広域かつ効率的な処理を行っています。

青梅市のごみ排出量は、ダストボックス回収から戸別収集へ移行した平成 11 年度に急激に減少したものの、そこからまた増加に転じましたが、平成 15 年度をピークに減少傾向にあり、平成 25 年度のごみ排出量は 38,740 t となっています。市民の 1 人 1 日当たりごみ排出量は、平成 25 年度が 768 g となっており、過去最少量となっていますが、第 1 次環境基本計画の目標値(760g 以下)は達成できていません。

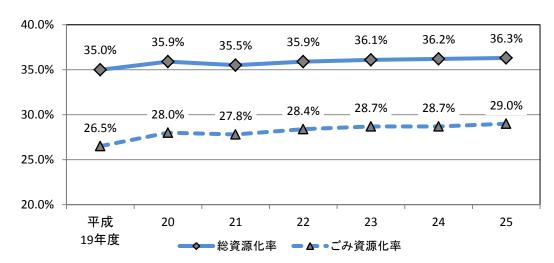
また、総資源化率およびごみ資源化率は微増傾向にあり、平成 25 年度は総資源化率 36.3%、ごみ資源化率 29.0%となっていますが、ごみ量の多い、「紙類」、「生ごみ」、「木・草」などの資源化に向けた対策を更に進めることで、より一層の資源化率の向上が期待されます。

このような状況をふまえ、ごみの発生源となるものの受入れを断る(リフューズ)、ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、資源の再生利用(リサイクル)の4Rの推進に向け、引き続き、ごみ減量の啓発とともに、分別の徹底による資源化率の向上、生ごみの資源化、集団回収の支援などの取り組みが必要です。

● ごみ排出量の推移(再掲)



● 総資源化率とごみ資源化率の推移



- ※ 総資源化率 = (集団回収量+資源ごみ+収集後資源化量)÷(集団回収量+総ごみ量)
- ※ ごみ資源化率=(資源ごみ+収集後資源化量)÷総ごみ量

資料:青梅市

● 廃棄物の適正処理

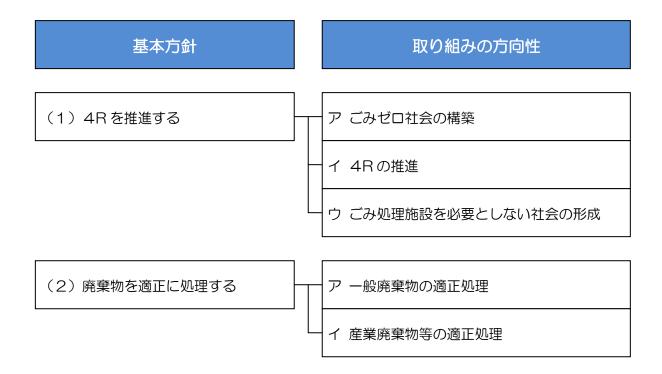
燃やすごみの処理については、市では、西多摩衛生組合において、本市、福生市、羽村市、瑞穂町が共同で広域かつ効率的な処理を行っています。

燃やすごみ以外の燃やさないごみ、資源物および粗大ごみ等の処理については、青梅市内のリサイクルセンター等において個別で中間処理を行っています。

引き続き、ごみの排出動向等に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進による市民のごみ分別の一層の徹底、廃棄物の安全かつ効率的な処理に向けた取り組みが求められています。

【 取り組みの枠組み 】

基本方針は、4Rの推進、廃棄物の適正処理の2つに分けています。4Rの推進は、ごみゼロ社会の構築、省資源、生産段階からの発生抑制、ごみの資源化と減量について、廃棄物の適正処理は、ごみ処理体制の整備、産業廃棄物などの適正処理について、それぞれごみ・資源に関する環境への取り組み手段を示しています。



基本方針(1) 4Rを推進する

【環境目標】

指 標	現況値 (平成 24 年度)	目標値
1人1日当たりの燃やすごみ排出量	567g	510g

現況値出典:青梅市

【取り組みの方向性】

ア ごみゼロ社会の構築

生産・流通・消費の各段階において、廃棄物の発生・排出抑制に努め、ごみの減量化を 図ります。また、市民・事業者・市が協働で廃棄物の削減に取り組み、将来的に「ごみゼ 口」となる社会の構築を目指します。

・具体的施策1 生産段階からの取り組みの推進

事業活動において、需要を踏まえた生産量や生産方法の検討、フィージビリティ・スタ ディ(実行可能性調査)やLCA(ライフサイクルアセスメント)の導入を検討・推進しま す。

・具体的施策 2 廃棄物の削減

廃棄物の削減目標を定め、減量に取り組みます。

・具体的施策3 リサイクルネットワークの構築

市民・事業者・市が協働で、資源のリサイクルネットワーク構築に取り組みます。

・具体的施策4 廃棄物処理・リサイクル費用の認識

燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみなどの収集・処理・リサイクルにかかる費用を、 市だけでなく、市民・事業者等が広く認識できるよう、情報提供や啓発を行います。

[※] 第6次青梅市総合長期計画の目標値としました。

市民	 ・エコマーク製品やリサイクルされた製品を購入し、事業者に対し、さらに良い製品を製造するための提案や要望をしていきます。 ・排出するごみの量・質・処理やリサイクルにかかる費用に関心を持ち、各家庭でごみ減量と資源化に取り組みます。 ・自治会等と連携して、ごみ減量活動を積極的に行います。 ・市民・市・事業者等からなるリサイクルネットワークを形成します。
市民団体	 ・拡大生産者責任について学習し、事業者に呼びかけて、生産段階からごみの発生抑制への取り組みを広めていきます。 ・ごみの量・質・処理やリサイクルにかかる費用に関心を持ち、ごみ減量に取り組みます。 ・ごみ減量キャンペーンを行います。 ・市民・市・事業者等からなるリサイクルネットワークを形成します。
市	 ・抜本的なごみ減量対策の実施に向けて努力します。 ・ごみ減量に向けて、市民・事業者等を対象に、ごみ処理の現状等に関する講座を展開するとともに、減量についてアイデアを募集し、ごみ減量の協力を呼び掛けます。 ・拡大生産者責任の強化を国や都、事業者に要請します。 ・市内で発生するごみの質・量・処理やリサイクルにかかる費用をわかりやすく公表します。 ・収集したごみの資源化を推進します。 ・民間事業者が誰でも参加できるようなリサイクルのネットワーク体制を作ります。 ・公共施設建設には、LCA(ライフサイクルアセスメント)を取り入れます。
事業者	 ・フィージビリティー・スタディ(実行可能性調査)およびLCA(ライフサイクルアセスメント)の導入を進めます。 ・ごみの排出削減目標を定め、排出抑制運動の実施と取り組み関係者でのネットワークを形成します。 ・環境に対する意識を高め、ごみ減量を進めます。 ・市民・市・事業者等からなるリサイクルネットワークを形成します。

イ 4Rの推進

リフューズ(不要なものを断る)、リデュース(ごみの発生抑制)、リユース(繰り返し使う)、リサイクル(再生利用)の優先順位で、4Rの推進に努めます。

・具体的施策5 グリーンコンシューマー運動の推進

グリーンコンシューマー (環境に負荷の少ない行動をする消費者) が一人でも増えるよう、普及啓発等の運動を推進します。

・具体的施策6 リフューズ・リデュースの推進

過剰包装・過剰梱包の廃止、ばら売り・量り売りの促進、マイバッグの持参などにより、 ごみ減量を推進します。

・具体的施策7 リユース・リサイクルの推進

修理・リフォーム・再商品化の技能者の育成、フリーマーケットの開催等により、リユースを推進します。また、資源回収をさらに励行して、リサイクルに積極的に取り組みます。



市民団体	 グリーンコンシューマーを実践します。 リターナブル製品を優先して購入し、返却します。 過剰包装を断り、バラ売り・量り売りで購入します。 マイバッグを持参し、レジ袋を断ります。 物を大切に使います。 リフォーム・リサイクル商品を購入・使用します。 フリーマーケット・リサイクルショップ・バザー・レンタルを積極的に利用します。 分別の徹底で、資源になる物を増やします。 資源の集団回収活動に参加します。 グリーンコンシューマーに関するPR活動をします。
	事業者と共にフリーマーケット等の機能を充実し、活性化に協力します。資源回収活動に参加します。
市	 ・グリーンコンシューマー運動推進のための情報を提供します。 ・リターナブル・リサイクル製品の購入・使用を推進します。 ・リサイクル推進協力店を支援します。 ・マイバッグ持参運動を推進します。 ・修理・リフォーム・再商品化技能者を支援します。 ・ごみの資源化に努めます。 ・資源の集団回収を奨励します。 ・授業や学校活動において、児童・生徒が4R について学習する機会を増やします。
事業者	 ・リターナブル製品を開発し、販売・回収します。 ・簡易包装・バラ売り・量り売りを実施します。 ・マイバッグ持参運動に取り組み、レジ袋の有料化、ポイントカードの導入を検討します。 ・家庭電化製品・自転車・おもちゃ等の修理・リフォーム・再商品化に取り組みます。 ・修理、リフォーム、再商品化の技能者の支援・育成に取り組みます。 ・生産段階より製品の素材の選択、包材の簡素化に努めます。 ・事業活動の中で廃棄物の徹底分別をし、資源として活用します。 ・資源の集団回収活動へ参加・協力します。
滞在者	マイバッグを持参します。

ウ ごみ処理施設を必要としない社会の形成

環境への負荷が少なく、ごみ処理施設を必要としない、資源循環型の社会へ変えていくことが必要です。

・具体的施策8 できるだけ環境負荷の少ない処理方法の研究・実践

埋立ては環境負荷がかかります。今後は、できるだけ環境負荷の少ない処理方法を研究 し、実践していくことが必要です。

・具体的施策9 市内で実施可能なごみの処理方法の検討・実施

市内で循環処理可能なごみの処理方法を検討し実施していくことで、ごみに対する意識 を高め、一人ひとりがごみ問題に取り組んでいくことが重要です。

・具体的施策 10 生ごみ等の資源化の推進

生ごみ、剪定枝等の資源化を推進します。

市民	・市民一人ひとりがごみを減量して、できるだけ焼却するごみを出さないようにします。・各自ができるごみ処理方法を考えるとともに、関連する学習会へ参加し、できることから実践します。
市民団体	・ごみ処理方法の学習会を開催し、できることから実践します。
市	 ごみの資源化を推進し、焼却ごみを減らします。 サーマルリサイクルを含め、プラスチック類の全量リサイクルを推進します。 リサイクルや処理方法に関するネットワーク運動を支援し、地域内処理の仕組みづくりを検討します。 生ごみ、剪定枝等の資源化を推進します。
事業者	・分別しやすい製品・環境負荷の少ない製品を開発します。・市内のごみの処理に関するネットワークを形成します。

基本方針(2)廃棄物を適正に処理する

【 取り組みの方向性 】

アー般廃棄物の適正処理

燃やすごみについては、市では、西多摩衛生組合において、それ以外の燃やさないごみ、 容器包装プラスチックごみ、資源物、粗大ごみ等は青梅市リサイクルセンター等で処理を 行っています。

マニフェスト制度を遵守し、一般廃棄物を、経済的、効率的に処理できるよう、計画的 な施設整備や体制整備を推進します。また、不法な廃棄物処理を防止するための取り組み を推進します。

・具体的施策 11 ごみ処理体制の整備

ごみの排出状況に即した収集・処理方法の検討やごみ処理施設の計画的な整備等を進め ていきます。

・具体的施策 12 野外焼却等の防止

野外焼却(野焼き)や不適合焼却炉による焼却を防止するための取り組みを推進します。

市民	・ごみの焼却処理について学習します。・野外焼却をしません。農作業などで行う場合は周辺に迷惑がかからないように行います。・不適合焼却炉によるごみ焼却をしません。
市	・分別収集体制の充実に努めるとともに、より経済的・効率的な収集・処理方法の検討を行います。・ごみ処理施設の計画的な整備・更新等を行います。・不法な野焼き、不適合焼却炉による焼却の取り締まりと周知に努めるとともに、指導を行います。
事業者	・不適合焼却炉によるごみ焼却をしません。

イ 産業廃棄物等の適正処理

環境への負荷軽減のため、産業廃棄物等の適正処理および減量化・再資源化を推進します。

・具体的施策 13 産業廃棄物の適正処理

マニフェスト制度を遵守し、産業廃棄物の適正処理と資源化を推進します。

・具体的施策 14 建設発生土の適正処理

建設発生土の適正処理および減量化・再資源化を推進します。

市民	・周辺の不法投棄等の環境汚染に関心を持ちます。			
市	・不法投棄の実態を把握し、対応していきます。			
	・建設発生土の活用について、運用・指導を行い、事業者間でスムーズに			
	活用できるようにします。			
事業者	• 不法投棄禁止の徹底および建築廃材の適正処理を行います。			
	・リサイクルを徹底し、マニフェスト制度を遵守します。			
	・建設発生土の処理や、一時保管場所等のネットワークの形成と相互利用			
	を進めます。			

環境のテーマ(5)

エネルギー ~持続可能で環境負荷の少ないまち~

【現状と課題】

● エネルギー利用と温室効果ガス排出量

18 世紀半ばから 19 世紀にかけて起こった産業革命により、蒸気機関が使われるようになり石炭の利用が大幅に増加しました。また、20 世紀に入ると、電気の使用、ガソリン自動車の普及等により、石油の利用が拡がりました。このような石炭や石油など化石燃料の消費が地球温暖化の大きな原因となっており、その影響は自然災害の頻発等、すでにわたしたちの身近なところに現れはじめています。

地球温暖化の主な原因は、わたしたちが日々エネルギーを使うことで排出される二酸化炭素(CO_2)です。環境省「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル」にもとづき推計を行うと、青梅市の 1 年間の CO_2 排出量(2O10 年)は、5O1.76 千 t CO_2 となります。

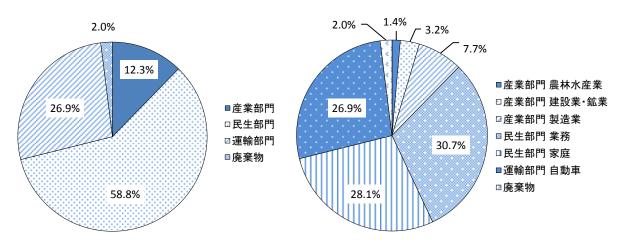
部門別 CO₂排出量構成比をみると、民生部門が全体の約 60%を占め最も多く、家庭部門と業務部門がほぼ同じ割合となっています。民生部門における状況を詳しく見てみると、業務部門においては、医療・福祉(18.5%)、生活関連サービス業(18.2%)、飲食サービス業(17.1%)、卸売業・小売業(15.8%)などの構成割合が高い結果となっています。また、家庭部門における CO₂排出量構成割合は、戸建住宅が約 70%、共同住宅が約 30%を占めています。また、建物建て方別・世帯人員別の構成割合を見ると、2人世帯(19.6%)、3人世帯(16.1%)の比率が高い結果となっています。

人口一人当たりの CO_2 排出量を比較すると、青梅市の一人当たり排出量は $3.67tCO_2$ /人で、東京都市町村の平均($4.94tCO_2$ /人)、全国平均($7.98tCO_2$ /人)のいずれよりも低い値となっています。部門別にみると、青梅市の一人当たり CO_2 排出量は運輸部門で大きく、その他の部門では小さい傾向にあります。

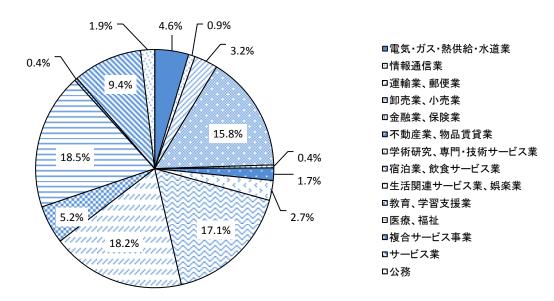
このような状況を踏まえると、今後は、特に民生部門(家庭、業務)と運輸部門の対策が必要であると考えられます。

平成 23 年3月に発生した東日本大震災と福島第一原子力発電所事故以降、わたしたちのエネルギーへの意識は大きく変化し、省エネルギーや再生可能エネルギー等への関心が高まっていることから、青梅市の地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入など、地域全体でエネルギーや地球温暖化問題に取り組んでいく必要があります。

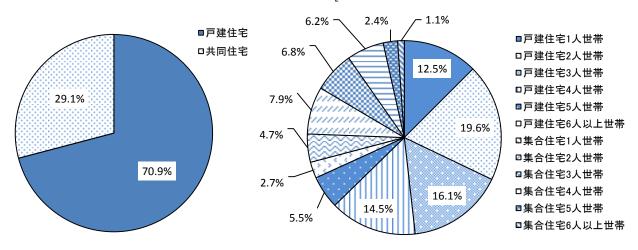
● 青梅市の部門別 CO₂排出量構成割合(2010年)



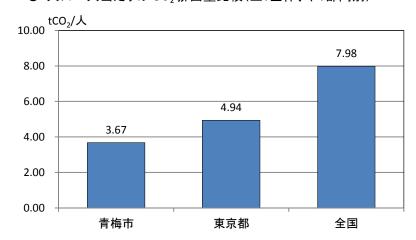
● 青梅市の民生業務部門・CO₂排出量内訳(2010年)

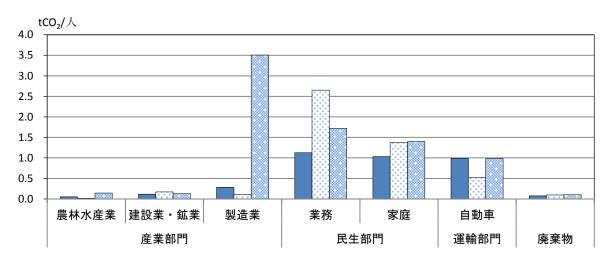


● 青梅市の民生家庭部門・CO₂排出量内訳(2010年)



● 人口一人当たりの CO₂排出量比較(上:全体、下:部門別)





● 再生可能エネルギー

平成 24 年に開始された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」などの動きを受け、 太陽光発電を中心に再生可能エネルギー設備機器の導入・普及が急速に進みつつあります。

青梅市内の太陽光発電設備の設置状況を見てみると、出力、軒数とも年々増加しており、 青梅市内において太陽光発電の導入が着実に進んでいる様子が伺えます。

また、平成25年度に実施した市民アンケートによると、「再生可能エネルギーに関心がある」とする市民は、9割近くに達しています。また、今後の市の重点施策として「再生可能エネルギーの導入促進」が上位回答にあがっており、市民の再生可能エネルギーに対する高い期待を持っていることが伺えます。

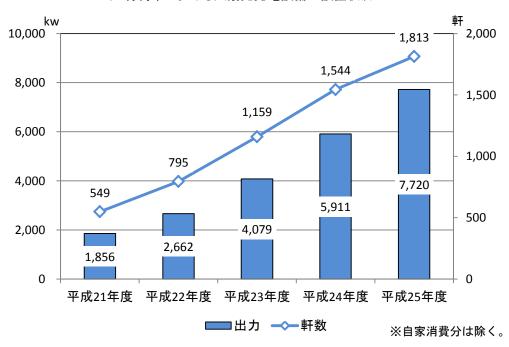
再生可能エネルギーの導入は、温室効果ガスの削減だけでなく、非常時のエネルギー確保、雇用の創出、地域の活性化等、地域づくりの面でも効果が見込まれます。

再生可能エネルギーに関しては、これまで、物理的ポテンシャルや事業参入の容易さ、 施工期間の短さ等により太陽光発電がけん引してきましたが、安定的なエネルギー供給源 として見込むことが難しいという問題点もあります。

青梅市の再生可能エネルギー導入に当たっては、太陽光に加え、バイオマスや小水力など、青梅市の多様・豊富な地域資源を活用し、エネルギーの地産地消を推進していく必要があります。

また、再生可能エネルギー導入の際には、周辺環境との調和に十分配慮し、エネルギーのベストミックスという考え方をベースに、従来のエネルギーと再生可能エネルギーをいかに組み合わせて利用していくのかについて考えていく必要があります。

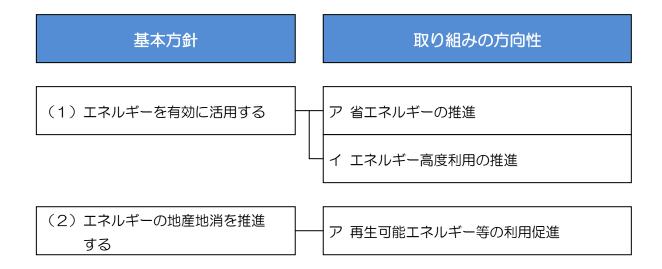
● 青梅市における太陽光発電設備の設置状況



資料:青梅市

【 取り組みの枠組み 】

基本方針は、エネルギーの有効活用とエネルギーの地産地消の2つに分けています。エネルギーの有効活用は日常生活や経済活動における省エネルギーの推進、社会基盤や社会システムそのものの省エネルギー化について、エネルギーの地産地消は再生可能エネルギーの導入促進について、それぞれエネルギー・地球温暖化問題に関する環境への取り組み手段を示しています。



基本方針(1) エネルギーを有効に活用する

【環境目標】

指標	現況値 (平成 25 年度)	目標値
市民1人1ヶ月当たりの電力使用量	413kwh/人•月	388kwh/人•月

【取り組みの方向性】

ア 省エネルギーの推進

地球温暖化の原因となる温室効果ガスは、化石燃料に依存する産業活動や、わたしたち の日常生活の中から発生しています。地球温暖化の影響は、自然災害の頻発等、すでにわ たしたちの身近なところに現れはじめています。

日常生活と経済産業活動を見直し、少しでも化石燃料の使用を減らしていくため、社会 全体で省エネルギー活動を実践していきます。

· 具体的施策 1 ライフスタイルの見直しと省エネルギー行動の実践

ライフスタイルを見直すこと等により、省エネルギー行動を推進します。

・具体的施策2 省エネルギー機器・設備の導入促進

省エネルギー型の機器・設備の導入を促進します。

・具体的施策3 環境負荷の少ない製品の製造と購入

事業者は、LCA(ライフサイクルアセスメント)により、省エネルギーを含めた環境 **負荷の少ない製品の製造と、生産技術の開発・改良、また流通、廃棄、リサイクルシステ** ムなどを推進します。市民や市は、そういった環境負荷の少ない製品を優先的に購入(グ リーン購入)します。

・具体的施策4 流通によるエネルギー消費の削減

流通の効率化などにより、可能な限りエネルギー使用量を削減し、温室効果ガスの削減 に努めます。

市民	・ライフスタイルを見直し、節電・節ガス・節水に努めます。・住宅設備や家電製品に省エネルギー機器・設備を導入します。・グリーン購入を心がけます。・自動車の買い替えの際は、低公害車を選びます。
市民団体	 ・省エネルギーに取り組むために、ライフスタイルの見直しについての啓発活動や環境学習を行います。 ・グリーン購入を心がけます。 ・具体的な商品や企業の情報提供(エコショップの紹介やマップ作りなど)をします。
市	 ・地球温暖化対策実行計画を推進します。 ・市民のライフスタイル見直し、省エネルギー活動のための情報提供として、環境家計簿等の市民向けパンフレットを作成します。 ・省エネルギーの取り組みを進めるための環境学習を企画・開催します。 ・グリーン購入を推進します。 ・公用車の導入の際は、低公害車を選びます。また、燃料電池自動車等の次世代自動車について調査研究します。 ・環境に配慮した電力調達契約締結に努めます。 ・市民のために、「環境にやさしい」という観点で見た、具体的な商品や企業の情報を提供します。 ・省エネルギーをはじめとして、環境に配慮した取り組みを積極的に推進している事業者を認定する制度の導入を検討します。
事業者	 ISO14001 等の環境マネジメントシステムを取得することにより、 省エネルギーに取り組みます。 LCA(ライフサイクルアセスメント)により、環境負荷の少ない製品 への改良・開発、流通・廃棄・リサイクルの検討をします。 自動車の買い替えの際は、低公害車を選びます。
滞在者	観光・レジャーにおける省エネルギーに取り組みます。

イ エネルギー高度利用の推進

地球温暖化の進行を防ぐためには、省エネルギー活動の実践に加えて、わたしたちの暮らす地域社会などの社会基盤(インフラ)や社会システムそのものを省エネルギーや省資源型へと転換し、温室効果ガスをできるだけ排出しない環境にやさしい「低炭素まちづくり」を進める必要があります。

そのため、住宅など建物のエネルギー性能向上、電力使用量の見える化など省エネに関する技術や仕組みの普及啓発、再生可能エネルギーを活用した自立分散型電源への移行など、「低炭素まちづくり」に寄与するエネルギー利用の効率化、高度化に向けた対策を検討します。

・具体的施策5 建築物の省エネルギー対策の推進

住宅などの建て替えや修繕時においては、高断熱化や省エネ機器の導入等による、環境に配慮した建物への誘導を行うための施策を検討します。

・具体的施策6 複合的な省エネルギー施策の展開

環境に優しいコンパクトで便利なまちづくりを推進し、電力使用量の見える化など省エネに関する技術や仕組みの普及啓発を通じて、複合的なエネルギー施策の展開によるスマートコミュニティおよび低炭素社会構築に向けた検討を進めます。

・具体的施策 7 再生可能エネルギーを活用した自立分散型電源への移行

住宅や事業所、公共施設の屋根を活用した太陽光発電の普及をはじめ、バイオマスエネルギーやコージェネレーションシステムの導入利用促進など、再生可能エネルギー等を活用した災害・停電時も安心・安全な自立分散型電源の確保を目指します。

市民	 ・住宅の新築や改築の際には、高断熱・長寿命など、省エネルギー性能が高く、環境負荷のより少ない住宅を建築、選択します。 ・太陽光発電機器等の設置など再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、自然採光や自然通風など自然エネルギーの積極的な利用を進めます。 ・HEMS(家庭内エネルギー管理システム)や高効率給湯器などの省エネルギー設備の導入を検討します。
市民団体	スマートコミュニティや低炭素まちづくりのあり方についての啓発活動 や環境学習を行います。
市	 ・市民の省エネルギーの取り組みを支援します。 ・「建築物環境計画書制度」の周知を図ります。 ・公共施設には、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備を積極的に導入します。 ・公共施設には、高効率空調設備などの省エネルギー設備を積極的に導入するとともに、BEMS(ビルエネルギー管理システム)の導入を検討します。 ・施設設備改修時には環境意識を踏まえた、省エネルギー、省 CO2型の設備改修に努めます。
事業者	 ・建物の設計・整備に当たっては、省エネルギー性能が高く、再生可能エネルギーを活用した環境負荷のより少ない形態や資材、工法を選択します。 ・事務所・工場等の新築や改築の際には、高断熱・長寿命など、省エネ性能が高く、環境負荷のより少ない建物を建築、選択します。 ・太陽光発電機器等の設置など再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、自然採光や自然通風など自然エネルギーの積極的な利用を進めます。 ・BEMS(ビルエネルギー管理システム)や高効率給湯器などの省エネルギー設備の導入を検討します。

基本方針(2) エネルギーの地産地消を推進する

【取り組みの方向性】

ア 再生可能エネルギー等の利用促進

再生可能エネルギーは、化石燃料の使用削減を通じ、地球温暖化防止に貢献するだけで なく、災害時に活用できる、地域分散型のエネルギーとしての期待も高まっています。

青梅市の地域資源を踏まえ、再生可能エネルギー等を積極的に導入していくことで、地 球温暖化の防止と災害への備えを両立していきます。

・具体的施策 8 太陽光発電システム等の普及・促進

太陽光発電、太陽熱利用は、一般家庭にも導入しやすい再生可能エネルギーであるため、 普及・促進を積極的に行っていきます。

・具体的施策9 木質バイオマスエネルギーの利用促進

青梅市の地域資源である木材を活用した、木質バイオマスエネルギーの利用促進に向け た検討を行います。

・具体的施策 10 小水力発電の導入検討

河川が多く、水が豊富な青梅市の特徴を活かし、小水力発電の導入を検討します。

· 具体的施策 11 BDF (バイオディーゼル燃料) の利用促進

家庭から回収した廃食用油を BDF (バイオディーゼル燃料) 化し、公用車などの燃料と して活用していきます。

・具体的施策 12 その他の再生可能エネルギー等の導入検討

木質以外のバイオマス資源や未利用熱、コージェネレーションなどの導入検討を行いま す。また、再生可能エネルギーの利用促進に大きな役割を果たす蓄電池等の設備の導入検 討も行います。

市民	・太陽光発電や太陽熱利用など、身近な再生可能エネルギーの導入を検討します。・廃食用油の回収に協力します。
市民団体	・再生可能なエネルギーの学習・実践に取り組みます。
市	 ・再生可能エネルギー等の導入を促進します。 ・小水力発電等の導入を検討します。 ・木質バイオマスの活用に向けて、事業化の検討を行います。 ・木質バイオマスの利用促進に努めます。 ・廃食用油をBDF(バイオディーゼル燃料)化し、公用車などの燃料として活用します。 ・コージェネレーションシステムの普及啓発を図ります。 ・再生可能エネルギー等の効率的利用に向けて、蓄電池等の導入促進を図ります。 ・食品系バイオマス利用設備の導入や未利用熱利用方策などについて調査・研究を行います。
事業者	・再生可能な自然エネルギーの導入を検討します。・コージェネレーションシステムの導入を検討します。・木質バイオマスを活用した技術開発に取り組みます。・生ごみ・家畜ふんなどを利用した技術開発に取り組みます。



環境のテーマ(6)

ひと ~市民がつくる未来のふるさと = 循環と共生のまち~

【現状と課題】

● まち・ふるさと

家庭内のつながりをはじめとして、近所付きあい、地域のつながり、あるいは学校や職場でのつながりというものが年々、希薄になってきています。

わたしたちは便利で快適で効率のよい生活を享受し、経済的に豊かといわれる社会をつくってきましたが、その反面、身近な自然を愛でたり、日常的な近所づきあいなど、ふるさとの景観ともいうべき、こころの原風景を次々と失いつつある今、自然と人間とのつきあい方「こころの環境」を育んでいくことが、求められています。

また、わたしたちのまちの道路、公共施設、交通網などは、お年寄りや子どもたち、障害者(児)もふくめたすべての人にとって必ずしも安全で使いやすいものではありません。

青梅に暮らすすべての人々が、「我がふるさと」として胸を張って答えることができるまちづくりを進めていく必要があります。

● 共に創る

現代は地方分権の時代であり、地方自治体にも自立した発想が求められます。これからは市民と共に考え、つくる、独自性の高い行政を目指す必要があります。行政だけが決めていくのではなく、市民一人ひとりと向き合った、手作りで丁寧なまちづくりが求められます。

そのため、政策立案、実行、チェックなどさまざまな場面での市民参加や NPO などとの協働を広げ、互いを認め合い尊重するパートナーシップを確立していく必要があります。

● 歴史と文化

青梅のまちは、かつて宿場町として栄えた歴史の面影を残す町並みがあり、寺社仏閣などの文化遺産に加えて、祭礼や伝統文化、古くからの生活技術などが数多く残されています。市の約6割を占める森林もまた、わたしたちのまちを大きく特徴づける景観といえます。

それらはわたしたちの先人達が、青梅の風土にあった暮らしの知恵の結晶として、脈々と受け継いできたものです。

わたしたちがこれからも豊かにくらしていくために、その知恵の宝庫である歴史や文化 から多くを学びとることが必要です。

● 環境マナー

環境負荷の少ない地域社会を創るには、わたしたちの心遣いひとつで実現できるものも 多くあります。

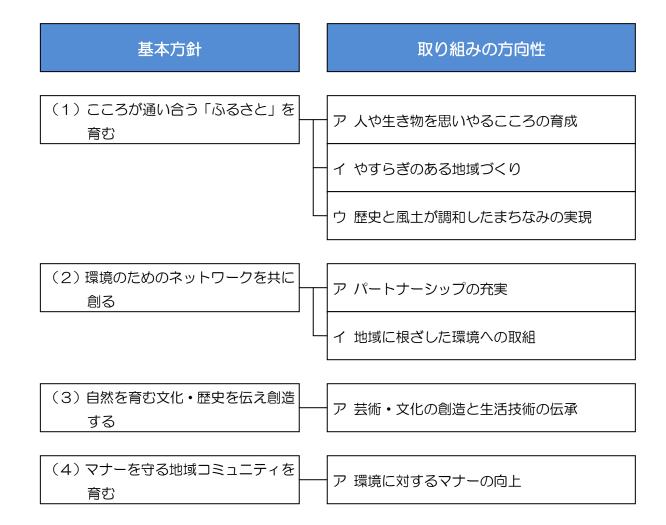
ポイ捨ての防止、たばこの分煙など、法令による規制に委ねるだけでなく、環境に対するマナーについて多くの人々の理解と協力を得ながら、当然のマナーとして行動できる社会を醸成していく必要があります。





【取り組みの枠組み】

基本方針は大きく、こころの環境、環境のためのネットワークづくり、文化・歴史、環境マナーの4つに分けています。こころの環境は人や環境に対する優しいこころの醸成、やすらぎのある地域づくりについて、環境のためのネットワークは市民や事業者等と行政の協働について、文化・歴史は地域の文化や生活技術、自然や生き物に配慮した昔のくらしの継承について、環境マナーは、環境に対するマナー向上について、それぞれくらしに関する環境への取り組み手段として示しています。



基本方針(1) こころが通い合う「ふるさと」を育む

【 取り組みの方向性 】

ア 人や生き物を思いやるこころの育成

自然環境がすばらしく社会環境が整っていても、多様性や違いを認め合うこころの環境が悪くては意味がありません。三つの環境がつながりあい、補いあうことにより、生き物の居場所を大切にし、人と人とが信じ合い、こころ通い合うくらしを営むことができることから、人や生き物全体を大切に思うこころを育み、くらしやすい環境を整備していきます。

・具体的施策1 自然の豊かさ、尊さを知る環境学習の推進

自然の豊かさや尊さを理解し、自然の恵みをくらしに活かせるよう、環境学習を推進します。

・具体的施策2 挨拶が行きかう、笑顔のあふれるまちづくり

挨拶が行きかい、心の通じあう、信頼感や笑顔のあふれるまちを目指し、取り組みを推 進します。

市民	 ・生き物に関心を持ち、生態を知ります。 ・人に挨拶をすること、こころで接すること、信頼感をもちあうことを大事にします。 ・人には笑顔で接し、ユーモアを大事にします。 ・生ごみや落ち葉などを土に還したり植物などを育むことを通して、自然
	の循環を体験します。
市民団体	・信頼感をもちあい、活動します。・ビオトープについて学びます。・田んぼづくりや野菜づくりを実践します。・自然素材の道具や恵みを活かすライフスタイルについて考えます。
市	・ビオトープなど、環境学習を推進します。
事業者	・人や生き物を大切にしながら事業を行います。・自然を活かすライフスタイルを提案します。
滞在者	自然をおびやかさないようにします。

【 取り組みの方向性 】

イ やすらぎのある地域づくり

地域の力を活用し、高齢者や子ども、障害者(児)、すべての人が支え、助け合うことで、安心して暮らせる、やすらぎのある地域づくりを推進します。

・具体的施策3 公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進し、すべての人が安心して生活できる環境整備に努めます。

・具体的施策4 安心して歩ける道路環境の整備

歩道の整備や補修、歩行者等の安全を確保した道路工事の実施、大型車の交通マナーの 向上等に取り組み、安全に歩ける道路環境を整備します。

市民	・バリアフリー化して欲しい場所を提案します					
	• 自転車で歩道を走る時は歩行者を優先します。					
	・歩道に自動車を止めません。					
市民団体	・子ども、障害者(児)、お年寄りもやすらげる地域づくりを進めます。					
	・ユニバーサルデザインの公共施設について、検討・提案します。					
市	・公共施設のバリアフリー化や、ユニバーサルデザイン化に取り組みます。					
	• 安心して歩ける歩道を整備します。					
	・大型車両の通行マナーの向上に向けた普及啓発を行います。					
	• 歩行者等の安全を確保して道路工事を行います。					
	・電線類の地中化を推進します。					
事業者	・安心できる地域づくりに協力します。					
	・店舗・事業所などをバリアフリーにします。					
	・歩道に自動車を止めません。					
滞在者	・自動車・自転車の運転マナーを守ります。					

【 取り組みの方向性 】

ウ 歴史と風土が調和したまちなみの実現

自然や歴史・文化などの豊かな地域資源を活用し、青梅らしい自然と歴史的なまちなみが調和した美しい景観づくりを推進します。

・具体的施策5 自然と調和したまちなみの保全

自然と歴史的な景観が調和した、美しいまちなみの保全に努めます。

・具体的施策6 無秩序な開発の防止

条例等にもとづき、開発を行う際は、十分な情報公開や説明を行うとともに、無秩序な 開発の防止に取り組み、秩序あるまちの整備と快適な生活環境の保全を図ります。

市民	自分の住むまちを愛し、美しい景観の保全に協力します。自分たちの住むまちのあるべき姿を、自分たちで考え、まちづくりに参加します。
市民団体	ふるさと景観について検討します。
市	・「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづき、自然と調和したまちなみの保全に引き続き取り組みます。・まちなみ保全に取り組む市民団体を支援します。・市民参加、説明責任、情報公開の合意形成の仕組み作りに取り組みます。
事業者	・まちなみも観光資源として保全する努力をします。・「青梅市の美しい風景を育む条例」に配慮し、優れた景観づくりに協力します。

基本方針(2) 環境のためのネットワークを共に創る

【 取り組みの方向性 】

ア パートナーシップの充実

多種多様な地域の環境問題を解決していくためには、市民、事業者、市がパートナーシ ップを築き、協力・協働していくことが必要になります。

・具体的施策7 市政への市民意見の反映

市民の意見が、市政により一層反映されるように努めます。

・具体的施策8 環境情報の発信・共有化

環境についての情報を市民と市の間で相互発信し、市民と市が情報を共有できるように します。

市民	・まちの環境情報について関心をもちます。				
市民団体	・市との意見交換を密に行います。				
	・市と情報を共同作成したり、共有したりします。				
市	・全庁的な環境政策の推進を図ります。				
	• 政策立案段階からの市民参加の仕組みをつくります。				
	・ホームページを充実させ、市民と市の双方向の意見交換の仕組みをつく				
	ります。				
	・窓口やインターネットで環境情報を閲覧できるようにします。				
事業者	・環境報告書を作成し、環境についての情報公開を進めます。				

【 取り組みの方向性 】

イ 地域に根ざした環境への取り組み

豊かな環境づくりネットワークをつないでいくために、自治会・学校・それぞれの現場で地域の自然や文化・歴史にもとづいた取り組みを行います。

・具体的施策9 子どもの視点の尊重

環境施策に、子どもの視点や考えを取り入れます。

・具体的施策 10 NPO等への支援

NPOなどの市民活動団体を支援します。

・具体的施策 11 市民参加によるまちづくりの推進

まちづくりのルールを定め、市民・市民グループは積極的にまちづくりに参加します。

市民	・子どものエコリーダー、エコグループ等の活動を支援します。・NPOなどへの参加や支援を行います。・積極的にまちづくりに参加します。
市民団体	子どものエコグループ等を支援します。
	積極的にまちづくりに参加します。
市	子どもエコグループの活動を支援します。
	NPOなどの支援を行います。
	市民によるまちづくりを支援します。
事業者	子どもエコグループの活動を支援します。
	・地域や市民と積極的に交流します。

基本方針(3) 自然を育む文化・歴史を伝え創造する

【 取り組みの方向性 】

ア 芸術・文化の創造と生活技術の伝承

より良い環境を実現していくためには、芸術・文化を創造し、くらしの中に取り入れて いく必要があります。そして、地域の文化や生活技術、自然や生き物に配慮した昔のくら しを学び、後世に伝えていきます。

・具体的施策 12 芸術文化を楽しむ場の充実

地域で育まれてきた芸術や文化を楽しめる場の充実を図ります。

・具体的施策 13 地域文化・生活の知恵の伝承

地域に根ざした文化や生活の知恵の記録、伝承に努めます。

・具体的施策 14 地域の歴史の学習と伝承

地域の昔のくらしについて学び、後の世代に伝えるための取り組みを推進します。

市民	芸術を楽しむゆとりのある暮らしをつくります。					
	・地域の文化や生活技術を大切にします。					
	・地域の伝統行事に参加します。					
	・生活の知恵を親から子、孫へ伝えます。					
	• 地域の古老の話を聞いたり、旧跡等を巡ったりして歴史を学びます。					
市民団体	・地域の伝統行事を開催します。					
・地域の歴史の講座を開催します。						
	地域の歴史マップ、散歩マップ、お祭りマップなどをつくります。					
市	・文化や生活技術などを記録し、伝承します。					
	・昔話や民話・物語を、後の世代に伝えます。					
	・市外の人へ郷土の文化を広く伝えます。					
	・芸術・文化活動に対して積極的に支援します。					
事業者	・芸術・文化活動の場を提供します。					

基本方針(4) マナーを守る地域コミュニティを育む

【 取り組みの方向性 】

ア 環境に対するマナーの向上

環境負荷の少ない地域社会を創るには、多くの人々の理解と協力が必要です。そして、 社会のルールを守ることがより良い生活環境を創り出します。環境に対するマナーについ て意識を共有し、マナーの向上に努めます。

・具体的施策 15 ごみの排出ルールの厳守

市のごみ減量・資源リサイクルハンドブックおよびごみ収集カレンダーに記載されているごみの分別・排出ルールを、全市民が守れるよう、普及啓発を行います。

・具体的施策 16 観光ごみの持ち帰り

祭りや河川でのレジャーで排出される観光ごみについて、持ち帰り運動などを行います。

・具体的施策 17 ポイ捨て・不法投棄の防止

ボランティア等を通じ、環境美化や環境保全を進め、ごみやタバコのポイ捨てや不法投 棄の防止を徹底していきます。

・具体的施策 18 ペットの飼い主のマナー向上

ペットの排泄物は、飼い主が責任を持って処理するよう、普及啓発を行います。

市民	• ペットの排泄物は責任を持って飼主が片付けます。					
	• 河川ごみ等の観光ごみは必ず持ち帰ります。					
	• 市の環境美化活動に協力します。					
	・不法投棄やポイ捨てをしません。					
	・喫煙者は、非喫煙者への思いやりを持ち、喫煙場所を守ります。					
	路上や公園などにタバコのポイ捨てをしません。					
市民団体	・市の環境美化活動に協力します。					
	・ 喫煙者や非喫煙者に与える健康への影響を広く知らせます。					
市	・道路の植え込みや公園等へのポイ捨てごみなど、適切に管理を行います。					
	・観光ごみの持ち帰り運動を推進します。					
	・定期的な不法投棄パトロールを強化します。					
	ごみ排出ルールの徹底に取り組みます。					
	・喫煙のマナーアップや健康への影響について広報します。					
	・公的施設での分煙を徹底します。					
	•「青梅市ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置の防止ならびに路上喫煙の制					
	限に関する条例」を運用し、ペットの飼い主のマナー向上、分煙の徹底					
	に向けて取り組みます。					
	タバコのポイ捨て禁止について、市民への啓発活動を進めます。					
事業者	・不法投棄をしません。					
滞在者	• 河川ごみ等の観光ごみは自宅に持ち帰ります。					
	• 喫煙マナーを守ります。					

